

研究成果展開事業
研究成果最適展開支援プログラム
A-STEP

Adaptable and Seamless Technology Transfer Program through Target-driven R&D

2023 年度 公募要領
産学共同（育成型／本格型）



産学連携展開部

2023 年 2 月

目次

第 1 章 研究提案公募にあたって	7
1.1 研究成果最適展開支援プログラム (A-STEP) について	7
1.1.1 目的	7
1.1.2 概要	8
1.1.3 事業実施体制	10
1.1.4 特徴	10
1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ	11
1.2.1 持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に向けた貢献について	11
1.2.2 ダイバーシティの推進について	12
1.2.3 公正な研究活動を目指して	14
第 2 章 公募・選考	15
2.1 公募期間・選考スケジュール	15
2.1.1 公募期間	15
2.1.2 選考スケジュール	15
2.2 研究開発実施期間	16
2.3 研究開発費 (上限額)	16
2.4 提案期間・予算の査定	16
2.5 採択予定課題数	16
第 3 章 産学共同 (育成型) について	17
3.1 概要	17
3.1.1 目的・狙い	17
3.1.2 研究開発体制	17
3.2 応募要件	20
3.2.1 対象分野について	20
3.2.2 課題提案の要件	22
3.2.3 課題提案者の要件	23
3.3 応募書類の作成・提出	23
3.3.1 応募に必要な書類	23
3.3.2 提出にあたっての注意事項	24
3.4 選考の観点	24
第 4 章 産学共同 (本格型) について	26

4.1 概要	26
4.1.1 目的・狙い	26
4.1.2 研究開発体制	26
4.2 応募要件	28
4.2.1 対象分野について	28
4.2.2 課題提案の要件	32
4.2.3 課題提案者の要件	33
4.3 応募書類の作成・提出	34
4.3.1 応募に必要な書類	34
4.3.2 提出にあたっての注意事項	35
4.4 選考の観点	35
第5章 産学共同（育成型、本格型）共通事項	38
5.1 応募方法	38
5.2 選考方法	38
5.2.1 選考の流れ	38
5.2.2 面接選考の実施	39
5.2.3 選考結果の通知	39
5.3 利益相反マネジメントの実施	40
第6章 採択後の研究開発推進等について	44
6.1 研究開発計画書の作成	44
6.2 委託研究開発契約	44
6.3 研究開発費	45
6.3.1 研究開発費（直接経費）	45
6.3.2 間接経費	48
6.3.3 複数年度契約と繰越制度について	48
6.3.4 マッチングファンド形式の支出について（本格型のみ）	48
6.4 研究開発の推進	50
6.5 評価	50
6.6 調査	50
6.7 プロジェクトリーダー等の責務等	51
6.7.1 確認書の提出について	51
6.7.2 研究倫理教材の受講・修了について	51
6.7.3 研究開発の推進・管理	51

6.7.4 評価への対応.....	52
6.7.5 研究開発の成果等の発表	52
6.7.6 調査	52
6.8 研究開発機関の責務等.....	53
6.9 研究開発データの取扱い.....	55
6.9.1 データマネジメントプランについて	55
6.9.2 DMP の作成責任者	56
6.10 その他留意事項	58
6.10.1 出産・子育て・介護支援制度.....	58
6.10.2 JREC-IN Portal のご利用について	58
第7章 応募に際しての注意事項	59
7.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について	59
7.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置	60
7.3 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保 ..	63
7.4 不正使用及び不正受給への対応.....	64
7.5 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置.....	66
7.6 関係法令等に違反した場合の措置.....	67
7.7 繰越について.....	67
7.8 府省共通経費取扱区分表について.....	67
7.9 費目間流用について	68
7.10 年度末までの研究期間の確保について	68
7.11 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について	69
7.12 研究設備・機器の共用促進について	69
7.13 博士課程学生の処遇の改善について	71
7.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について	72
7.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について	73
7.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について.....	73
7.17 URA等のマネジメント人材の確保について.....	74
7.18 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	74
7.19 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について	76
7.20 社会との対話・協働の推進について	77
7.21 オープンアクセスおよび研究データマネジメントについて	77
7.22 NBDC からのデータ公開について	78
7.23 論文謝辞等における体系的番号の記載について.....	79
7.24 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について	80
7.25 競争的研究費改革について	80

7.26	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について	81
7.27	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について	82
7.28	研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	86
7.29	e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて	86
7.30	e-Rad からの内閣府への情報提供等について	86
7.31	研究プロジェクト管理システムの利用および研究者情報の researchmap への登録について.....	87
7.32	JST からの特許出願について	87
7.33	生物遺伝資源等利用に伴う各種規制	87
7.34	生命倫理、安全の確保、及び動物実験の取扱い.....	88
7.35	人権及び利益保護への配慮	88
7.36	社会的・倫理的配慮	88
7.37	研究者の安全に対する責任	89
7.38	応募情報及び個人情報取扱い.....	89
7.39	中小企業技術革新（SBIR）制度による事業化支援.....	89
7.40	JST の研究開発の成果（研究開発ツール）について（ご案内）	90
7.41	既存の研究施設・設備の有効活用による効果的な研究開発の推進について	91
Q&A.....		94
	【共通事項】	95
	【産学共同（育成型）】	99
	【産学共同（本格型）】	102
産学共同（育成型）課題提案書.....		111
基本情報		112
1	課題概要（公開用）	113
2	背景・目的	113
3	技術シーズ	113
4	イノベーションインパクト	114
5	研究開発の目標.....	115
6	研究開発の計画.....	117
7	研究開発実施予定.....	119
8	研究開発費執行計画	121
9	研究開発の体制.....	123
10	研究費の応募・受入等の状況・エフォート	125
11	関連文献等リスト.....	130
12	専門用語等の説明.....	131
13	倫理面への配慮.....	132
14	利益相反マネジメントにかかる申告書.....	133

産学共同（本格型）課題提案書	134
基本情報	135
1 課題概要（公開用）.....	136
2 背景・目的.....	137
3 イノベーションインパクト.....	137
4 技術シーズ.....	138
5 知的財産戦略.....	141
6 研究開発の目標.....	142
7 研究開発内容.....	143
8 研究開発実施予定.....	145
9 研究開発費執行計画.....	147
10 研究開発の体制.....	152
11 参画企業に関する情報.....	156
12 研究費の応募・受入等の状況・エフォート.....	157
13 関連文献等リスト.....	164
14 専門用語等の説明.....	165
15 倫理面への配慮.....	166
16 利益相反マネジメントにかかる申告書.....	167

第 1 章 研究提案公募にあたって

1.1 研究成果最適展開支援プログラム (A-STEP) について

本事業は、内閣府ウェブサイト (<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/index.html>) に掲載している競争的研究費制度一覧の事業名に該当します。

1.1.1 目的

(背景)

産学連携による研究開発の拡大と活性化のためには、大学等の研究成果に基づくシーズと企業ニーズとの適切なマッチングを実現する、全国域での橋渡し活動の拡大、および、適切な産学共同相手の探索が重要です。また、適切なマッチングによる産学共同研究では高い社会的インパクトが見込まれる研究開発を適切なマネジメントの下で実施することが求められています。

加えて、あらゆる分野の知見を総合的に活用して社会課題に対応していくことも期待されます。

(A-STEP とは)

A-STEP は大学・公的研究機関等 (以下、「大学等」という。^{※1}) で生まれた科学技術に関する研究成果を国民経済上重要な技術として実用化することで、研究成果の社会還元を目指す技術移転支援プログラムです。

(A-STEP の果たす役割)

本プログラムでは、大学等が創出する社会実装志向の多様な技術シーズの掘り起こしや、先端的基礎研究成果を持つ研究者の企業探索段階からの支援、及び開発ニーズを持つ企業による技術シーズの実用化に向けた支援といった、適切なハンズオン支援の下で研究開発を推進することで、中核技術の構築や実用化開発等の推進を通じた企業への技術移転を行います。さらにハンズオン支援等を通じて産学連携活動のノウハウを提供し、産学連携に取り組む研究者裾野拡大を図ります。また、本プログラムに参画する若手研究者の自発的な研究活動を支援することによる若手研究者の育成や、自然科学と人文・社会科学の融合による「総合知」^{※2}を活用した科学技術・イノベーションの創出を目指します。

※1 「大学等」とは、大学、高等専門学校、公的研究開発機関、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人または一般社団法人をいいます。

ただし、一般財団法人、一般社団法人は、以下をすべて満たすものが対象です。

1. 旧制公益法人から移行したものであること
2. 非営利型法人であること
3. 定款に事業として「研究」を含むこと

※2 『社会的価値を生み出す人文・社会科学の「知」と自然科学の「知」の融合による「総合知」』
(第6期科学技術・イノベーション基本計画(2021年3月26日閣議決定))

内閣府「総合知」ポータルサイト (<https://www8.cao.go.jp/cstp/sogochi/index.html>)

なお、総合知の基本的考え方と戦略的な推進方策については、総合科学技術・イノベーション会議有識者議員懇談会で検討が進められています。A-STEPでも当該検討結果等を参考にして引き続き推進方法の検討・改善等を図ります。

1.1.2 概要

A-STEPでは、大学等の研究成果の技術移転に伴う技術リスクを顕在化し、それを解消することで企業による製品化に向けた開発が可能となる段階まで支援します。研究開発の状況に応じて、リスクの解消に適した複数のメニューを設けています。

表 1. 支援メニュー概要

支援メニュー	トライアウト※2	産学共同		実装支援 (返済型)
		育成型	本格型	
目的・狙い	大学等のシーズが企業ニーズの達成に資するか、可能性を検証する。	社会課題解決等に向けて、大学等の基礎研究成果を、企業との共同研究に繋げるまで磨き上げ、共同研究体制の構築を目指す。	社会課題解決等に向けて、大学等の基礎研究成果を、企業と大学等の産学共同研究により可能性検証・実用化検証し、中核技術の構築を目指す。	大学等の研究成果（技術シーズ）の社会実装を目指し、ベンチャー企業等が実用化開発を行う。
課題提案者	大学等の研究者	大学等の研究者	企業と大学等の研究者	ベンチャー企業等
対象分野	特定の分野を指定せずに幅広く募集。ただし医療分野は対象外。			
研究開発期間	最長 2 年度	最長 3 年度	最長 5 年度	最長 3 年間
研究開発費※1	上限 300 万円 (総額)	上限 1,500 万円 (年額) 初年度は上限 750 万円	上限 5,000 万円 (年額) 初年度は上限 2,500 万円	上限 5 億円 (総額)
資金の種類	グラント	グラント	マッチングファンド	返済型 事後評価が S,A,B 評価の場合： 開発費全額を返済 事後評価が C 評価の場合：開発 費の 10%を返済

※1 研究開発費は間接経費を含みます。

※2 2022 年度公募時点の内容です。

A-STEP では、厳しい財政状況の中で産学による最適な研究開発を推進していくため、実用化に向けた研究開発の早い段階から政府資金と合わせて各支援メニューに応じた企業の支出や企業関係者による研究開発への関与、共同研究における企業の研究設備、施設等の活用などの民間負担を求めるものとし、民間リソースの更なる積極的活用を推進します。

1.1.3 事業実施体制

A-STEP では、JST が競争的研究費制度として本プログラムを適正かつ円滑に実施するために、プログラムディレクター（以下、「PD」という）及びプログラムオフィサー（以下、「PO」という）を定めます。PD、PO は、外部有識者等で構成され、研究開発運営・支援体制の核となり、本プログラムの適切な運営、課題の選考・評価・フォローアップ等の一連の業務の遂行と取りまとめを行います。

1.1.4 特徴

（１）幅広い研究開発が支援対象

A-STEP では、研究開発の目的・状況に合った支援メニューを選択して応募することができます。また、複数の支援メニューを継続して利用する[※]ことにより、長期の研究開発を実施することが可能です。

※異なる支援メニューへ移行する場合は、公募時に新規提案としてご応募いただくことが必要です。

また、A-STEP では、社会的・経済的なインパクトに繋がることが期待できる、幅広い分野の研究開発提案を支援対象としています。

医療分野の研究開発は国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が担っているため、A-STEP では原則として募集の対象外となります。

（２）研究開発計画の最適化

A-STEP では、提案された研究開発計画に関し、実施しようとする研究開発の状況に対する支援メニューの選択、研究開発費の規模、実施期間等について、研究開発を効果的・効率的に推進するために、研究開発計画の最適化を必要に応じて行います。

また、研究開発の推進中には、より効率的な推進のため、PO が研究開発課題全体のマネジメントを行い、適宜アドバイスを行います。さらに個々の課題の推進状況に応じて、適切

な専門家（アドバイザー）を配置して課題推進の強化を図ります。

1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ

1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について

JST は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します！

2015年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする成果文書「**我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ**」が全会一致で採択されました。SDGs の 17 のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」（ブダペスト宣言[※]）の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JST は先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGs は JST の使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JST の事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思っております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が 21 世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。

○持続可能な開発目標（SDGs）と JST の取組等については、以下のウェブページを参照してください。

（和文） <https://www.jst.go.jp/sdgs/actionplan/index.html>

（英文） <https://www.jst.go.jp/sdgs/en/actionplan/index.html>

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1.2.2 ダイバーシティの推進について

JST はダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。

JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通して SDGs 等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組みます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

ダイバーシティ推進室長

1.2.3 公正な研究活動を目指して

公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりには自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構
理事長

第 2 章 公募・選考

2.1 公募期間・選考スケジュール

2.1.1 公募期間

産学共同の課題提案の募集期間は以下の通りです。

公募要領はメニュー毎に分かれているため、他メニューについては該当する公募要領をご覧ください。

募集期間	
開始	締切
2023 年 2 月 21 日 (火)	育成型：2023 年 5 月 11 日 (木) 正午 本格型：2023 年 4 月 20 日 (木) 正午

複数のメニューへの応募も可能です。同一のメニューへの応募に関する要件は、各メニューの公募要領で確認してください。

2.1.2 選考スケジュール

産学共同の募集締切後のおおよその選考スケジュールは以下のとおりです。

	育成型	本格型
書類選考	2023 年 5 月中旬～7 月上旬	2023 年 4 月下旬～6 月上旬
面接選考	2023 年 7 月	2023 年 7 月
課題選定	2023 年 8 月	2023 年 8 月
研究開発開始	2023 年 10 月 1 日 (予定)	

2023 年度公募の公募説明会は、オンライン開催を予定しています。詳細は、A-STEP ウェブサイトの募集ページ（下記 URL を参照ください）に掲載します。

<https://www.jst.go.jp/a-step/koubo/>

2.2 研究開発実施期間

メニュー		研究開発実施期間
産学共同	育成型	最長 3 年度
	本格型	最長 5 年度

2.3 研究開発費（上限額）

メニュー		研究開発費
産学共同※	育成型	上限 1,500 万円（年額、間接経費含む、税込） 初年度は上限 750 万円
	本格型	上限 5,000 万円（年額、間接経費含む、税込） 初年度は上限 2,500 万円

※応募分野により別途条件があります、詳細は、育成型は「3.2.1 対象分野について」、本格型は「4.2.1 対象分野について」を参照してください。

2.4 提案期間・予算の査定

提案された研究開発費は、選考を通じて査定を受けます。また、提案された期間・規模の資金を投じるにはリスクが大きいと判断された場合には、期間や資金を縮小して採択する場合があります。

また、本格型に応募された課題提案の中から選考の結果、技術シーズとしての実現可能性を産学共同で検証していただくため、フィージビリティスタディ（FS）として採択を行う場合もあります。

2.5 採択予定課題数

メニュー		採択予定件数
産学共同	育成型	45 課題程度
	本格型	15 課題程度

※件数は課題提案の状況や予算により変動します。

第3章 産学共同（育成型）について

3.1 概要

3.1.1 目的・狙い

産学共同（育成型）（以下、「育成型」という）は、社会課題解決等に向けて、大学等における新規性・優位性のある基礎研究成果（技術シーズ）について「学」と「産」のマッチングを行い、企業との共同研究に繋げるまで磨き上げ、共同研究体制を構築することが目的です。

具体的には、想定する社会的・経済的課題やその解決策に関して、企業訪問等を通じた二一ズの詳細把握や、解決策の可能性／実用性検証を行い、また、知財を形成[※]することで、企業との共同研究に繋がる成果を得ることを目指します。

育成型による支援終了時には、産学共同（本格型）への応募が可能となる体制を構築し、実用化に向けた研究開発を継続していただくことで、科学技術イノベーションの創出や、SDGs等の国際的な目標達成への貢献、社会的・経済的な波及効果の創出を期待します。

また、多様な研究成果の実用化や継続的な研究開発に向け、若手研究者の産学連携への参加促進も目的としています。若手研究者からの積極的な応募も期待しています。自然科学と人文・社会科学の融合による総合知を活用する提案も期待します。

なお、2023年度においても、「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタル実装を通じて地域が抱える課題の解決に資する研究開発の提案も期待します。

（注） 研究を推進するとともに、企業二一ズ把握、共同研究相手先の企業探索のため企業訪問や知財形成等の産学共同研究に向けた活動も実施いただきます。研究者自ら積極的に取り組むことが必要です。

※ 国において、旧来の知的財産権に加え「スタートアップ・大学による活用」「標準化」「データ利活用」等の重要性も踏まえた知的財産推進計画が公表されています。

「知的財産推進計画 2022」（知的財産戦略本部 2022年6月3日）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku2022.pdf>

3.1.2 研究開発体制

単独もしくは複数の大学等^{※1}のみからなる研究開発チームで実施していただきます。育成型では、研究開発チーム全体の代表者（プロジェクトリーダー）を「研究責任者」と呼びま

す。また、研究責任者の所属機関において支援人材^{※2}によるサポートがある場合、研究開発チームの参加者として加えることも可能です。JST は大学等の研究者が所属する機関に委託研究開発費として研究開発費を支出し、推進アドバイザー^{※3}等により、研究開発の推進や産学共同研究体制の構築等について支援を行います。

※1 「大学等」とは、大学、高等専門学校、公的研究開発機関、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人または一般社団法人をいいます。

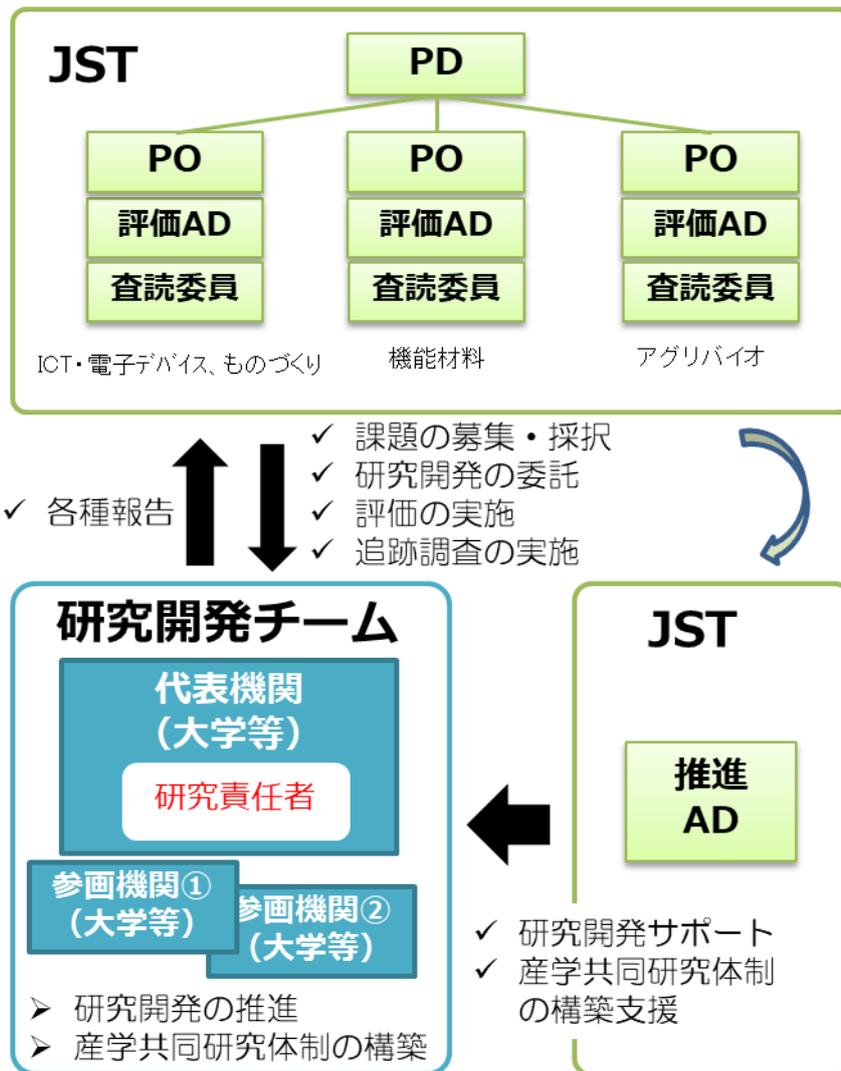
ただし、一般財団法人、一般社団法人は、以下をすべて満たすものが対象です。

1. 旧制公益法人から移行したものであること
2. 非営利型法人であること
3. 定款に事業として「研究」を含むこと

※2 支援人材とは、大学等において継続的に技術移転を支援する役割を担う人材のことです。例えばコーディネータ、リサーチ・アドミニストレーター等が該当します。

※3 推進アドバイザーとは、課題個別に、産学共同体制の構築に対する助言等のサポートを行う JST 職員または外部有識者であり、PO により選任されます。課題実施に対してプロジェクトリーダーと常にコミュニケーションを取れる体制とし、プロジェクトリーダーと共に出口目標の達成を目指します。

産学共同（育成型）の事業推進体制と研究開発体制



3.2 応募要件

3.2.1 対象分野について

育成型は、社会的・経済的なインパクトに繋がることが期待できる、幅広い分野からの研究開発提案を対象としています。是非積極的にご応募ください。

医療分野の研究開発は国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が担っているため、A-STEP では原則として募集の対象外となります。

育成型では 3 つの分野を設定しており、各 PO と『プログラムオフィサーの方針』を以下の通り示します。応募提案時に合致する分野を選択していただきます。分野横断的な課題提案の場合、本プログラムでもっとも焦点をあてて研究開発を推進すべきと思われる要素に該当する分野を選択してください。また、課題提案の内容により、選択したものと別の分野で選考を行う場合があります。

■ ICT・電子デバイス、ものづくり分野

PO：藤巻 朗（名古屋大学 副総長／大学院工学研究科 教授）

本分野は、IoT、AI、デバイス、ネットワーク技術等の ICT 基盤技術に関する提案や、生産技術の更なる高度化、潜在的ニーズを先取りした新たな設計手法、ニーズに柔軟に対応可能な加工、組み立て等の生産技術、さらにはロボティクスも含めたサイバーフィジカルシステムなどに関する提案を幅広く対象とします。

また、異分野との連携・協働による融合領域に資する研究提案も対象となります。

● 選考にあたっての PO の方針

材料、物性から電子デバイスを核に据えたシステムやネットワーク、実際にものを作るための加工技術や生産技術、さらにはサイバー空間での解析等を巧みに利用した機械やシステムなど、ハードウェア・ソフトウェアに関わらず、社会変革をもたらすような ICT・電子デバイス、ものづくりに関わる提案を募集します。

選考にあたっては、提案が学術に根ざしており、結果として社会実装の際の様々な制約条件にも対応できる柔軟性を有していることを重視します。また、社会課題に対し、技術以外

も含むさまざまな角度からの検討とともに、技術に関しては複数の要素を組み合わせで解決に当たる提案も歓迎します。ICT・電子デバイスやものづくりは、日本が世界を先導してきた分野です。この伝統を継承しつつも、従来の枠にとらわれない、皆がわくわくするような提案を期待します。

■機能材料分野

PO：加藤 一実（産業技術総合研究所 理事）

本分野は、革新的な構造材料や新機能材料などの、様々なコンポーネントの高度化によりシステムの差別化につながる素材・ナノテクノロジー、再生可能エネルギーの開発に関する基幹材料技術、省資源化・資源循環技術や代替素材技術、カーボンニュートラルに向けた環境負荷の低い製造や原料精製技術などに関する提案を幅広く対象とします。

また、異分野との連携・協働による融合領域に資する研究提案も対象となります。

●選考にあたってのPOの方針

課題先進国と称される我が国において、多様化した社会課題を解決し、持続可能な社会を構築するための技術開発は多岐にわたり、機能材料の開発はその中核的な役割を果たすと考えます。本分野では、若手研究者による、固定観念にとらわれない、斬新なアイデアに基づく提案で、新機能の発現や高機能化、ナノ～マクロ構造の制御、さらには機能-構造の相関性に紐づく新奇機能のデザイン、既存材料・技術の延長線上にない革新的材料技術などに関する提案を求めます。また、将来あるべき社会の姿を描き、多様な社会課題の解決や国際競争力の向上のために、新たな機能の科学的根拠の解明、新材料の産業化への道筋の見える化の同時達成を目指すとともに、我が国の若手研究者に緊要な研究力の向上についても、高い意欲を有する研究者からの提案を尊重します。

■アグリ・バイオ分野

PO：西島 和三（東北大学 未来科学技術共同研究センター 特任教授（客員）／独立行政法人 日本学術振興会 監事）

本分野は、高機能バイオ素材、バイオプラスチック、持続的一次生産システム、有機廃棄物・有機排水処理、生活習慣改善ヘルスケア、機能性食品、デジタルヘルス、バイオ医療・再生医療・細胞治療・遺伝子治療関連産業、バイオ生産システム、バイオ関連分析・測定・実験システム、木材活用大型建築・スマート林業などに関する提案を幅広く対象とします。

●選考にあたってのPOの方針

アグリ・バイオ産業は食料・環境等の分野を含めた幅広い分野への展開が期待される産業であり、健康と長寿を支える基盤的産業分野です。一方、気候変動・少子高齢化等に伴う生活環境の変化によって多様な課題に対処する産業界では、極めて基礎的な探索研究に取り組む余裕がなくなりつつあります。大学等の新規性・優位性のある基礎・基盤的な研究成果が、時として高い波及効果と共に貴重な技術シーズとして社会的・経済的課題に応える魅力的な製品に繋がると期待しています。

本制度では大学等の基礎研究成果を共同研究に繋げるまでブラッシュアップしますが、産学共同の構築には企業および大学の役割分担を見極めて、各々が十分に活躍できる領域での貢献を目指すことが重要です。即ち、大学等の基礎・基盤的な優れた探索研究が、企業の戦略的な知財化・開発研究と上手く連携・協働できれば、その相乗効果によって革新的な産学共同研究が展開し有意義かつ公共性の高い社会実装に繋がると期待しています。

少し先の将来を見据えた異分野との連携・協働による融合領域での研究提案も期待して、今後の産学連携に挑む若手研究者・女性研究者を積極的に採択します。

3.2.2 課題提案の要件

課題提案の要件は以下の通りです。

- ① 応募時点で、大学等^{※1}における新規性・優位性のある基礎研究成果（技術シーズ）^{※2}が存在すること。
- ② 研究者が想定する国内外の社会的・経済的課題と、その解決策（アイデア）が示されていること。
- ③ 研究者が想定する製品・サービス、波及効果が示されていること。

※1 「大学等」については「1.1.1 目的」の注釈をご参照ください。

※2 育成型における技術シーズとは、想定する社会的・経済的課題に対する解決策の基となる基礎研究成果を指します。特許等の知的財産に限りません。

研究責任者が応募可能な課題提案の数は、一人あたり1件となります。研究責任

者として育成型に複数の課題提案を応募することは出来ません。

3.2.3 課題提案者の要件

- ① 提案する技術シーズの創出にかかわった者であること。(技術シーズに関する論文の著者や、技術シーズ創出時に受けていた資金制度の参加者など。また、技術シーズが特許の場合はその発明者であること。)
- ② 研究開発の実施期間中、日本国内の大学等に常勤の研究者として所属していること。
あるいは、日本国内の大学等を主たる所属先として常勤の研究者と同等の研究開発環境にあり、所属機関がその研究者を契約上の研究担当者とした研究受託が可能であること。
- ③ 研究倫理に関する教育プログラムを修了していること。(プログラムについては「7.1 研究倫理に関する教育プログラムの受講・修了について」を参照してください)

3.3 応募書類の作成・提出

3.3.1 応募に必要な書類

応募に必要な書類は以下の3種類です。

①	産学共同(育成型) 課題提案書
②	技術シーズの詳細が分かる資料(3点以内) ※1
③	他の競争的研究費制度等で公表されている事後評価結果 ※2

※1 論文や、技術シーズを創出した際に受けていた資金制度に提出した研究終了報告書等。また、技術シーズが特許の場合、特許出願の出願書・特許公報・明細等とともに「出願番号」「出願人」「発明者」が分かる書類。

なお、ファイル名等の表記は提案書中の記載と齟齬がないようにしてください。本資料を課題提案者の判断により添付しない場合、技術内容の詳細が不明であることを理由に審査上不利益を被る可能性があることをご了承ください。

※2 本提案の技術シーズに関連し、課題提案者が携わった他の競争的研究費制度等の公表されている事後評価結果があれば、添付してください。事後評価結果が掲載されたウェブサイトのURLでも結構です。

※3 上記以外の資料を添付されていても、当該資料は審査に用いません。

提出された応募書類は、この事業の目的達成にふさわしい課題を採択するための審査に使用するもので、記載された内容等の取扱いについては「7.38 応募情報及び個人情報の取扱い」に準じます。

応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

公募要領及び提案書様式は e-Rad で受付中の公募一覧よりダウンロードできます。もしくは、A-STEP ウェブサイトからもダウンロードできます。

<https://www.jst.go.jp/a-step/koubo/>

3.3.2 提出にあたっての注意事項

- a. e-Rad を通じた方法以外の応募は受理いたしません。
- b. 応募書類は、全て e-Rad にアップロードしてください（郵送、持参、FAX 及び電子メールによる提出は受けません）。誤って郵送等された場合も受理しません。発送者への連絡・返却は行わず、破棄いたします。
- c. 応募にあたっては、必ず研究開発に参画する全ての機関の事前了解を得ておいてください。
- d. 課題提案書は、印刷物をスキャナー等で取り込むのではなく、Word ファイルから PDF への変換処理をしてください。**PDF 変換は必ず e-Rad の機能を使用して行ってください。**（e-Rad にアップロードできる最大容量は 30MB です）
- e. 課題提案書には下中央に通し頁（- 1 -）を付けてください。
- f. PDF ファイルには印刷制限・コピー制限などのセキュリティ設定を行わないでください。設定された場合、アップロードしなかったものとして取扱い、適切な評価ができず審査上不利を被る可能性があることをご了承ください。
- g. 必須としている提出書類に不足・不備がある場合は要件不備となり形式審査で不採択となることがあります。
- h. 締切後、提出いただいた書類の返却、差し替え、追加、変更等には一切応じられません。なお、秘密保持については厳守いたします。

3.4 選考の観点

育成型では、以下の観点で審査を行います。

- a. 技術シーズの新規性・優位性

技術シーズに新規性があり、優位性、有用性が認められること。

- ✓ 技術シーズに新規性があり、独創的か。
- ✓ 技術シーズが競合に対して優位性があるか。
- ✓ 技術シーズに発展性があるか。

b. イノベーションインパクト

社会課題解決等に向けて、研究成果を社会実装するにあたり、イノベーションを与える可能性や波及効果が期待できること。

- ✓ 製品・サービスの社会革新性・公共性が期待できるか。
- ✓ 経済的波及効果を期待できるか。
- ✓ 学術的波及効果を期待できるか。

c. 研究開発の目標

研究開発課題の目標の設定が妥当であること。かつ、研究者が想定する解決すべき課題が適切であること。

- ✓ イノベーション達成に向けた目標が適切に設定されているか。
- ✓ 提案者が想定する解決すべき課題は適切で具体的か。
- ✓ 本格的な産学共同の研究開発に向けた発展が期待できるか。

d. 研究開発の計画

- ✓ 提示されている課題の解決策が妥当であるか。
- ✓ 目標を達成するための研究計画が妥当であるか。
- ✓ 研究計画を完遂するための研究者の適性が認められるか。また、研究体制が妥当であるか。
- ✓ 実現を目指す技術や製品等が ELSI（倫理的・法規制的・社会的課題）等への対応が必要な場合、総合知の観点から研究開発計画において検討されていること。

e. その他、目的を達成するために必要なこと。

第4章 産学共同（本格型）について

4.1 概要

4.1.1 目的・狙い

産学共同（本格型）（以下、「本格型」という）は、社会課題解決等に向けて、大学等の基礎研究成果を、企業と大学等の産学共同研究により可能性検証・実用化検証し、中核技術を構築することが目的です。

具体的には、社会的・経済的なインパクトに繋がることが期待できるイノベーションの創出に向け、科学技術の知見に基づいた、中核となる技術の構築、或いは中核技術の構築に資する成果を得ること（例：中核技術の構築の障壁となる技術的リスクの低減等）を目指します。

本格型による支援終了後には、得られた成果を基に、企業において実用化に向けた研究開発を継続していただくことで、科学技術イノベーションの創出や、SDGs等の国際的な目標達成への貢献、社会的・経済的な波及効果の創出を期待します。自然科学と人文・社会科学の融合による総合知を活用する提案も期待します。

なお、2023年度においても、「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタル実装を通じて地域が抱える課題の解決に資する研究開発の提案も期待します。

※1：本格型における技術シーズとは、社会的・経済的・技術的課題に対する解決策の基となる研究成果を示します。原則は特許権等の知的財産権です。

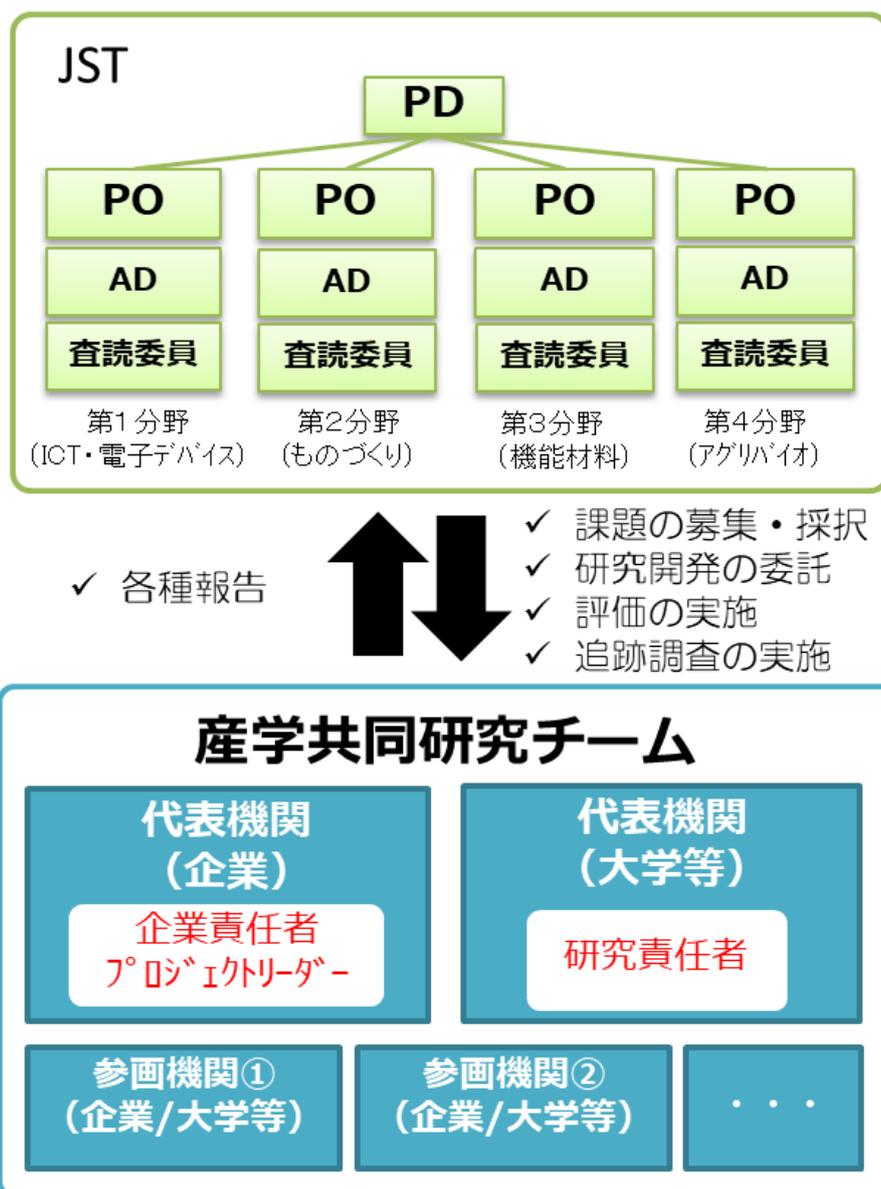
※2：本格型では、要素技術や動作原理の検証などの基礎研究に近い研究開発フェーズから、実用環境でのプロトタイプ作製、生産検証などの応用研究・開発研究までの幅広い研究開発フェーズを支援対象とします。

4.1.2 研究開発体制

本格型における研究開発は、企業と大学等からなる産学共同研究チームで実施していただきます。また、本格型では企業側の代表者を「企業責任者」、大学等側の代表者を「研究責任者」と称し、企業責任者が産学共同研究チーム全体の代表者（プロジェクトリーダー）となります。JSTは産学共同研究チームの所属機関に研究開発費を支出し、産学共同研究チームに対しPO等による技術支援を行います。

JST からの研究開発費の支出に関して、詳しくは「6.3.4 マッチングファンド形式の支出について」をご覧ください。

産学共同（本格型）の事業推進体制と研究開発体制



4.2 応募要件

4.2.1 対象分野について

本格型は、社会課題の解決に資する研究開発を支援するため、社会的・経済的なインパクトに繋がることが期待できる、幅広い分野からの研究開発提案を対象としています。

ただし、医療分野の研究開発は国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が担っているため、A-STEP では原則として募集の対象外となります。

本格型では、第 1 分野から第 4 分野の評価分野を設定しています。独創性の高い研究開発であることはもとより、産業化や社会実装に向けた障壁とその対策も考慮した具体的な構想をもつ研究開発提案を、是非積極的にご応募ください。

(注) 応募に際して、課題提案に合致する分野を選択していただきます。

分野横断的な課題提案の場合、本プログラムでもっとも焦点をあてて研究開発を推進すべきと思われる要素に該当する分野を選択してください。また、課題提案の内容により、選択したものと別の分野で選考を行う場合があります。

■第 1 分野 (ICT・電子デバイス)

PO : 石井 真 (元 ソニー L S I デザイン株式会社 代表取締役社長)

新型コロナウイルスの感染拡大はオンラインコミュニケーションの普及を加速し、5G の普及、進展によってメタバース社会の到来を予感させる時代となってきました。一方、人口問題、格差問題など地球規模で顕在化している様々な問題の解決に向けて SDGs に代表されるグローバルな取り組みの重要性が増しています。AI 技術の急速な発展に象徴されるように ICT 技術の進化スピードは目覚ましく、その技術革新が我々をとりまくさまざまな社会課題の解決に大きな役割を果たすとともに、新たな産業、雇用を生み、我々の未来をより豊かで快適なものにしていくことが期待されます。ICT 分野の高度化と社会・産業への効率的な実装は、日本産業の国際競争力強化の視点からも急務であり、本分野の研究開発には大きな期

待が掛かっています。

●公募分野・選定にあたっての PO の方針

当該分野では、IoT/センサー/高速・広域通信/クラウド/AI/深層学習/自動運転/ロボット/xR/セキュリティ/量子コンピュータなど、社会や産業への影響の大きなテーマをキーワードとして掲げ、併せてこれらの技術を実現するキーデバイス全般にわたる提案を対象とします。ICT に関する技術開発およびその応用においては、該当技術の産業化を加速するためのビジネスモデル、標準化といった視点での検討も併せてお願いします。自然科学と人文・社会科学の融合による総合知を活用した新たな視点での取り組み提案にも期待しています。

■第2分野（ものづくり）

PO：葛本 昌樹（三菱電機株式会社 先端技術総合研究所 開発戦略部 技術統轄）

我が国の発展の礎を築いたのはものづくりの力であり、現在でも社会、産業の基盤となっています。先人たちの地道な努力により積み上げられてきた技術力ではありますが、一部では国際的な競争力を失いつつあるのが現状です。課題を発展的に解決し、社会を先導する競争力のあるものづくり基盤を構築するために、最新の科学技術を取り入れた革新的な製造技術の研究開発と、それに基づく新たな生産加工システムの構築、それによる国際的にも高い競争力を有する工業製品群を実現することが期待されています。

このような背景のもと、当分野では社会・産業の基盤となるものづくり、中核的な製造技術に関するさまざまな研究開発の提案を広く対象とします。

●公募分野・選定にあたっての PO の方針

ものづくりに関する技術の発展及び産業基盤の強化においては、今までの経験則に頼る開発に終始せず、革新的な製造技術を提案し、かつ科学的にメカニズムを解明して、科学に裏打ちされた確かな基盤技術とする必要があると考えます。

当該分野では、ものづくりの基盤をなす中核的な製造技術群にブレークスルーをもたらす新たな加工法、また関連する高度な計測/自動化/システム化技術と加工機械/工具/金型、さらには超精密/高機能高付加価値/低環境負荷の製造技術と工業製品、などをキーワードとして、広く生産技術及びそれに関連する提案を扱います。なお既存のものづくり技術の活用を指向するデジタル技術ではなく、ものづくり基盤に新たなブレークスルーをもたらすハ

ードウェア開発を指向した提案が望まれます。

本分野では、プロトタイプの開発やスケールアップ試験など、技術移転に向けて、企業が主導的な役割を担えるように、委託費を適切に配分した提案を優先します。また、シーズ技術の社会実装を円滑に進めるため、提案時に、産学共同で事業化を見据えた研究開発方針と知財戦略が策定されていることを求めます。特に、有効なシーズ特許を保有しているか、それに代わる知財戦略を策定していることは重視します。

■第3分野（機能材料）

PO：杉本 諭（東北大学大学院工学研究科 教授）

持続可能社会の構築に向けて、地球温暖化の大きな要因とされる温室効果ガスの削減を目指すカーボンニュートラルや省エネルギーが叫ばれています。同時に、様々な製品を製造または使用する過程において、利用する資源の有効活用や省資源からリサイクルまでに及ぶ資源循環の重要性が増しています。一方で、国家間の対立が増加し、ウイズコロナの時代に入ってから国内回帰やデジタル実装を通じた地域活性化が求められている中、我が国の世界における競争的優位性の確保は必須とされています。

このような背景のもと、材料は、その機能や性能を発揮させることによって、それらが使われる製品の小型化や省資源化、省エネルギーや高効率化などの実現に貢献できることから、社会の発展に対して大きな役割を担っています。当分野では、これらの材料に関する様々な研究開発の提案を広く対象とします。

●公募分野・選定にあたってのPOの方針

材料が使われる製品の高性能化には、用いられる材料の機能や特性の向上が不可欠であり、そのためには物理、化学などの科学に基づいた知見やそれらを可能にするプロセスなどの技術シーズの向上が必要です。当該分野では、具体的なデバイスやシステムなどの応用製品を考え、その性能向上によって社会的・経済的インパクトを与えることを視野に入れて、新しい材料の開発や材料特性の向上を目指す研究、すなわち、既存材料を凌駕する新しい材料の開発や既存材料でも材料特性の向上に果敢に挑戦する研究の提案を期待します。また、これらの実現のため、マテリアルD Xの利用、資源循環に資する新たなプロセス技術、特性やマルチスケールで組織・結合形態を評価できる先進的解析技術などを併用する研究開発の提案

も歓迎します。

■第4分野（アグリ・バイオ）

PO：木野 邦器（早稲田大学 理工学術院 教授）

地球規模で起きているさまざまな課題が現実の脅威となる中、カーボンニュートラルや脱炭素社会の実現に向けた技術開発が積極的に進められていますが、昨今の地政学的な情勢変化や世界的な人口増大などの社会不安を背景に、食料や資源・エネルギー供給における戦略的なサプライチェーンの構築など経済安全保障の強化や、自然災害や感染症拡大に対する強靱な社会システム構築への取り組みが加速化しています。

バイオテクノロジーは、SDGs に掲げられた 17 の目標のうち 10 以上の課題解決に貢献すると考えられており、「持続的な経済成長」と「社会課題の解決」の両立を目指すバイオエコノミー社会を推進する技術として期待されており、我が国では、「世界最先端のバイオエコノミー社会の実現」を「新しい資本主義に向けたバイオ戦略の目標」と位置づけています。Society 5.0 の実現を目指す「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」では、産業基盤となる汎用性の高いバイオ技術の開発とその効果的な社会実装の重要性と必要性を掲げ、一方で、IoT や AI など異分野との連携による新たな可能性の創出と循環型経済社会の実現にも期待が寄せられています。

このような背景のもと、当分野ではアグリ・バイオ産業の基盤となる技術開発や関連分野の研究を産学共同によって推進していただける提案を広く対象とします。明確な目標設定によって提案の基軸となる技術シーズの可能性と実用化検証を確実に行うことのできる具体的な研究開発計画を期待しています。

●公募分野・選考にあたっての PO の方針

アグリ・バイオ産業では、その周辺技術の最近の開発スピードは極めて速く、遺伝子解析技術やゲノム編集技術によるタンパク質の改変、新品種の作出、高機能酵素や人工代謝系の導入など合成生物学的な手法によって、微生物をはじめとする動植物の改良と育種された生物による物質生産に新たな展開と大きな可能性が示されています。さらに、化石資源からの脱却を目指したバイオリファイナリー技術への転換、バイオマス資源の増産や安定確保、化学品などにおける原材料生産から分離・回収・再利用、エネルギー生産、さらには健康社会

の増進と幅広く、従来の農林水産業の枠を超えたバイオエコノミー社会を牽引する産業技術として、その技術革新に大きな期待が寄せられています。

また、提案する開発研究が目標とするアウトプットやアウトカムには、学術的価値や経済的価値の創出に加え、環境への配慮、倫理的・法的・社会的問題への対応による社会的価値の創出、IoT、AI との融合による技術、検出・解析技術やトレーサビリティによる品質管理、新たな評価手法となっている Life Cycle Assessment (LCA)の導入など、社会実装を見据えたアグリ・バイオ分野に関わる周辺技術などを包括していることも重要であり、エコシステムの構築に向けた異分野連携の取り組みも重要な視点となります。

また、生物の多様性や生存戦略に学ぶ新たな技術の開発や、複雑系あるいは共生系に着目した生物間コミュニケーションなど生態系ネットワークに見いだされる新奇な生物機能やその制御技術にも、新たな可能性が広がっていると思います。

当該分野では、植物工場／生物農薬・機能性飼料／多収品種・耐病性品種、機能性食品／食の安全・安心／品質管理・保証、機能性素材／高機能生体分子／生物機能の活用／バイオミメティクス／生分解性、光合成、健康、環境、生物データベース、細胞解析、増殖計測、バイオ製造プロセスなどをキーワードに、バイオエコノミー社会を牽引するアグリ・バイオ産業の基盤となりうる技術に関連するテーマを広く対象とします。

4.2.2 課題提案の要件

課題提案の要件は以下の通りです。

- ① 応募時点で、大学等^{※1} の研究成果に基づく技術シーズが存在していること。なお、技術シーズとしては、原則として特許権等の知的財産権として確保されていることを期待しますが、既に保有しているか否かに拘わらず、知的財産戦略において競争優位性をどのように確保するのか記載することが必要です^{※2}。

(注) 知的財産権の所有者に JST が含まれる場合は、必ず応募前に、JST 知的財産マネジメント推進部にご確認ください【j-cips@jst.go.jp】

※1 「大学等」については「1.1.1 目的」の注釈をご参照ください。

※2 国において、旧来の知的財産権に加え「スタートアップ・大学による活用」「標準化」「データ利活用」等の重要性も踏まえた知的財産推進計画が公表されています。

「知的財産推進計画 2022」（知的財産戦略本部 2022 年 6 月 3 日）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku2022.pdf>

- ② 技術シーズを実用化検証するための、産学共同による具体的な研究開発計画が立案できており、達成すべき目標が明確にされていることが必要です。
- ③ 企業等に所属する企業責任者と、大学等に所属する研究責任者の連名での課題提案であることが必要です。

企業責任者又は研究責任者が応募可能な課題提案の数は一人あたり 1 件となります。企業責任者又は研究責任者として本格型に複数の課題提案に応募することは出来ません。

4.2.3 課題提案者の要件

応募の要件は以下の通りです。

企業責任者（プロジェクトリーダー）（aからcの要件を全て満たすこと）

- a. 日本の法人格を有し、研究開発部門を有する民間企業[※]に常勤すること。
※民間企業とは、株式会社（旧有限会社を含む）、合資会社、合名会社、合同会社を指します。
- b. 研究開発の実施期間中、研究開発全体の取りまとめに関し、責任を持つこと。
※複数の企業等が共同して研究開発を実施する場合は、プロジェクトリーダーの所属する機関を代表として応募してください。
- c. 研究倫理に関する教育プログラムを修了していること。プログラムについては「7.1 研究倫理に関する教育プログラムの受講・修了について」を参照してください。

研究責任者（aからcの要件を全て満たすこと）

- a. 提案する技術シーズの創出にかかわった者であること。（技術シーズが特許等の知的財産権の場合は、その発明者であること。）

- b. 研究開発の実施期間中、日本国内の大学等に常勤の研究者として所属していること。
あるいは、日本国内の大学等を主たる所属先として常勤の研究者と同等の研究開発環境にあり、所属機関がその研究者を契約上の研究担当者とした研究受託が可能であること。
- c. 研究倫理に関する教育プログラムを修了していること。プログラムについては「7.1 研究倫理に関する教育プログラムの受講・修了について」を参照してください。

4.3 応募書類の作成・提出

4.3.1 応募に必要な書類

応募に必要な書類は以下の3種類です。

①	産学共同（本格型）課題提案書
②	技術シーズの詳細が分かる資料（3点以内）※ ¹
③	他の競争的研究費制度等で公表されている事後評価結果※ ²

※1 技術シーズが特許の場合、特許出願の願書、公開・公表特許公報、特許公報等、明細とともに「出願番号」「出願人」「発明者」が分かる書類になります。他の知的財産についても同様です。提案書中の記載と齟齬がないようにしてください。課題提案者の判断により添付しない場合、技術内容の詳細が不明であることを理由に審査上不利益を被る可能性があることをご了承ください。

※2 本提案の技術シーズに関連し、課題提案者が携わった他の競争的研究費制度等の公表されている事後評価結果があれば、添付してください。事後評価結果が掲載されたウェブサイトのURLでも結構です。

※3 上記以外の資料を添付されていても、当該資料は審査に用いません。

提出された応募書類は、この事業の目的達成にふさわしい課題を採択するための審査に使用するもので、記載された内容等の取扱いについては「7.38 応募情報及び個人情報の取扱い」に準じます。

応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

公募要領及び提案書様式は、A-STEP ウェブサイトからダウンロードしてください。

<https://www.jst.go.jp/a-step/koubo/>

4.3.2 提出にあたっての注意事項

- a. e-Rad を通じた方法以外の応募は受理いたしません。
- b. 応募書類は、全て e-Rad にアップロードして下さい（郵送、持参、FAX 及び電子メールによる提出は受付けません）。誤って郵送等された場合も受理しません。発送者への連絡・返却は行わず、破棄いたします。
- c. 応募にあたっては、研究開発に参画する全ての機関の了承を予め得ておいてください。
- d. 課題提案書は、印刷物をスキャナー等で取り込むのではなく、Word ファイルから PDF への変換処理をして下さい。**PDF 変換は必ず e-Rad の機能を使用して行って下さい。**
(e-Rad にアップロードできる最大容量は 30MB です)
- e. 課題提案書には下中央に通し頁（- 1 -）を付けてください。
- f. 知的財産にかかる書類がある場合は e-Rad にアップロードして下さい。書類は印刷物をスキャナー等で取り込んでかまいません。
- g. PDF ファイルには印刷制限・コピー制限などのセキュリティ設定を行わないでください。設定された場合、アップロードしなかったものとして取扱い、適切な評価ができず審査上不利を被る可能性があることをご了承ください。
- h. 必須としている提出書類に不足・不備がある場合は要件不備となり形式審査で不採択となることがあります。
- i. 締切後、提出いただいた書類の返却、差し替え、追加、変更等には一切応じられません。なお、秘密保持については厳守いたします。

4.4 選考の観点

本格型では、以下の観点で審査を行います。

a. 技術シーズの新規性・優位性

技術シーズに新規性があり、優位性、有用性が認められること。

- ✓ 技術シーズの新規性
- ✓ 技術シーズの競合に対する優位性
- ✓ 技術シーズの有用性

b. イノベーションインパクト

社会課題解決等に向けて、技術シーズを基にした、イノベーション創出につながる製品・サービス等（最終目標）が提示されていること。

製品・サービス等の実現により、国民生活や社会にインパクトを与えることが期待できること。

- ✓ 製品・サービス等の社会革新性・公共性
- ✓ 経済的波及効果の大きさ
- ✓ 学術的波及効果の大きさ

c. 研究開発の目標

プロジェクトにおける研究開発目標が数値等の具体的な形で示されていること。

目標達成により実用化開発に進むことが期待できること。

- ✓ 研究開発目標の妥当性

d. 研究開発の計画

研究開発目標の達成のために克服すべき技術的・社会的課題を的確に把握し、その解決のための計画が具体的に提案されていること。

企業を中心とした産学共同の研究開発体制が組織され、機関毎に効果的・効率的な役割分担がなされていること。

実現を目指す技術や製品等が ELSI（倫理的・法規制的・社会的課題）等への対応が必要な場合、総合知の観点から研究開発計画において検討されていること。

- ✓ 研究開発計画の妥当性
- ✓ 研究者の研究遂行可能性
- ✓ 企業の開発遂行可能性
- ✓ プロジェクト体制

e. ビジネスメリット

ターゲット市場、市場動向が分析されていること。それに対する課題が明らかで、課題解決のための戦略が提案されていること。

- ✓ 製品・サービス仕様の妥当性
- ✓ ターゲットユーザーの妥当性

- ✓ 市場規模・市場の成長性
- ✓ 製品・サービスの競合に対する優位性
- ✓ 参入障壁
- ✓ 実施企業の適性

f. 知的財産戦略

競争優位性を保つための知的財産戦略が具体的に検討されていること。

- ✓ 技術シーズの知的財産戦略における位置付け
- ✓ 知的財産戦略の内容

g. その他、目的を達成するために必要なこと。

第5章 産学共同（育成型、本格型）共通事項

5.1 応募方法

応募は府省共通研究開発管理システム（以下、「e-Rad」という）を通じて行っていただきます。ログイン ID をお持ちでない方は、速やかに研究者登録をお済ませください。また、締切間際は e-Rad のシステム負荷が高くなり、応募に時間がかかる、完了できない等のトラブルが発生する場合がありますので、時間的余裕を十分にとって応募を完了してください。

なお、募集締切までに e-Rad を通じた応募手続きが完了していない課題提案については、いかなる理由があっても審査の対象とはいたしません。また、募集締切時刻以降に e-Rad を通じて課題提案の取り下げ処理を行った場合は辞退したものとみなし、審査の対象とはいたしません。 事前に、研究機関及び研究者の登録、研究インテグリティに係る情報の入力が必要です。

e-Rad および e-Rad を通じた応募手続きの方法については、別紙の「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について」をご確認ください。応募書類については巻末の課題提案書様式をご確認ください。

5.2 選考方法

選考スケジュールは「2.1 公募期間・選考スケジュール」をご覧ください。

5.2.1 選考の流れ

a. 形式審査

提出された応募書類について、応募の要件（課題提案者の要件、提案金額、必要書類の有無、応募及び参加資格の制限等）を満たしているかについて審査します。

応募の要件を満たしていないものは、以降の選考の対象から除外します。

b. 書類選考

PO がアドバイザー等の協力を得て、書類選考を実施します。これらの選考結果をもとに面接選考を実施する課題提案を選定します。書類選考の際、本格型では研究開発実施企業に関する財務等審査もあわせて実施します。そのため、企業の決算書を求める場合があります。

c. 面接選考

PO がアドバイザー等の協力を得て、面接選考を実施します。なお、面接選考に欠席した場合は、辞退とみなします。

d. 最終選考

書類選考・面接選考の評価を踏まえ、PD 及び JST が取りまとめを行い、支援する予算・機関を含め、採択候補課題を決定します。

e. 研究開発計画等の調整

最終選考結果による採択候補課題に関し、JST は課題提案者と研究開発計画及び委託研究開発契約に係る条件の調整を行います。条件が合意できない場合は、辞退とみなします。

f. 研究開発課題の決定

条件の合意が得られた研究開発課題を JST が選定します。

5.2.2 面接選考の実施

書類選考の結果は、面接選考の対象となった課題のみ、応募時の e-Rad における課題 ID (8 桁) を A-STEP ウェブサイトの募集ページに掲載します。また、面接選考の対象となった課題提案者には、面接選考の要領、日程、追加で提出を求める資料等について個別にご案内します。面接選考に際し、他の研究資金での応募書類、計画書等の提出を求める場合があります。面接選考の日程は決まり次第、ウェブサイトにてお知らせします。

<https://www.jst.go.jp/a-step/koubo/>

面接選考では、プロジェクトリーダー（育成型では研究責任者、本格型では企業責任者）に研究開発構想を説明していただきます。本格型では、もし必要があれば、研究責任者が補足的に説明していただいても構いません。

※面接選考にかかる通信料・旅費等の経費は自己負担でお願いします。

5.2.3 選考結果の通知

選考の結果については、採否にかかわらず、プロジェクトリーダー（育成型では研究責任者、本格型では企業責任者）に e-Rad を通じて通知します。各メニューの選考結果発表の日程は、「2.1.2 選考スケジュール」をご覧ください。

※ 日程は全て予定です。今後、変更となる場合があります。

最新のスケジュールは A-STEP ウェブサイトの募集ページに掲載します。

採択課題について、育成型では採択課題名、研究責任者氏名とその所属機関名、実施期間及び課題概要を、本格型では育成型と同じ項目の他に企業責任者所属機関名をウェブサイト等で公開します。不採択の場合については、その内容の一切を公表しません。

※応募情報の管理については「7.38 応募情報及び個人情報の取扱い」を参照してください。

5.3 利益相反マネジメントの実施

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JSTの規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

(1) 選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、研究開発担当者[※]に関して、以下に示す利害関係者は選考に加わりません。もし、選考に関わる者について懸念点等ある場合は、A-STEP 募集担当窓口にお問い合わせください。

※ 研究開発担当者は、企業責任者（本格型のみ）、研究責任者、及び他の共同研究開発機関における実施責任者（以下、主たる研究分担者という。）の総称です。

- a. 研究開発担当者と親族関係にある者。
- b. 研究開発担当者と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の学科、専攻等又は同一の企業に所属している者。
- c. 研究開発担当者と緊密な共同研究を行う者。（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者の研究課題の中での共同研究者等をいい、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者）
- d. 研究開発担当者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- e. 研究開発担当者の研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。
- f. その他 JST が利害関係者と判断した者。

公募期間中に、選考に関わる者の所属及び氏名を、A-STEP 公募のウェブサイト上に公開します。公正な評価が保証されないと課題提案者が判断する選考に関わる者がいる場合は、課題提案書の「別添 利害関係者に関する申告書」にその該当者の所属、氏名と理由を記載することができます。もし、選考に関わる者について懸念点等ある場合は、A-STEP 募集担当窓口にお問い合わせください。

A-STEP 募集担当窓口 : a-step[at]jst.go.jp (E-mail)

A-STEP ホームページ : <https://www.jst.go.jp/a-step/>

(2) 研究開発担当者の利益相反マネジメント

課題提案者が「研究開発担当者に関係する機関」を参画機関とする提案を行い、「研究開発担当者に関係する機関」に対して JST から研究資金が配分されることは、研究開発担当者の利益相反に該当する可能性があります。研究開発担当者の利益相反については、一義的には研究開発担当者所属機関にマネジメント実施責任があると考えられますが、JST は公的資金を原資とした研究資金配分を担う機関であるため、その研究資金配分の決定にあたっては公正性および透明性に配慮する必要があります。従って、研究開発担当者と「研究開発担当者に関係する機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

そのため、課題提案書の利益相反マネジメントにかかる申告書にて「研究開発担当者に関係する機関」が参画機関に含まれているか否か、申告してください。

「研究開発担当者に関係する機関」とは、以下のいずれかに該当する場合の参画機関をいいます。なお、a 及び b については研究開発担当者のみではなく、研究開発担当者の配偶者及び一親等内の親族（以下、「研究開発担当者等」と総称します。）についても同様に取り扱いします。

a. 研究開発担当者等の研究開発成果を基に設立した機関。

（直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。）

※ 研究開発担当者の当該機関の経営等への関与度合いに関わらず、関係する機関に該当します。

b. 研究開発担当者等が役員（CTO を含み、技術顧問を含まない。）に就任している機

関。

- ※ 「役員」は会社法上の役員その他、執行役員や CTO 等、経営や業務運営について影響力を与えると認められる者も役員と見なします。
 - ※ 研究開発担当者の所属が企業等の場合、当該機関が所属機関のみの場合は該当しません。
- c. 研究開発担当者が株式を保有している機関。
- ※ 株式の他、持分会社における持分を含みます。
- d. 研究開発担当者が実施料収入を得ている機関。
- ※ 当該機関から直接、もしくは研究開発担当者の所属機関を通して間接、のいずれの支払方法の場合も該当します。
 - ※ 実施権付与している知的財産が本課題提案と関係無い場合も該当します。
 - ※ 研究開発担当者の所属機関における実施（自己実施）による実施料収入は該当しません。

(3) JST の利益相反マネジメント

JST が出資している企業（以下「出資先企業」といいます。）を本事業が採択し、研究資金を配分することは、JST の利益相反（組織としての利益相反）に該当する可能性があります。従って、JST と出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。また、提案内容の技術シーズの権利を JST が保有し、JST からライセンス等している企業（以下「ライセンス先企業」といいます。）を本事業が採択し、研究資金を配分することは、JST の利益相反（組織としての利益相反）に該当する可能性があります。従って、JST とライセンス先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

JST の出資先企業・ライセンス先企業を参画機関とする提案について、出資先企業・ライセンス先企業を採択する必要性、合理性、妥当性等について審査会にて審議します。

そのため、JST の出資先企業・ライセンス先企業を参画機関とする場合、提案書の利益相反マネジメントにかかる申告にて出資先企業・ライセンス先企業が参画機関に含まれていることを申告してください。

なお、本マネジメントは JST の公正性及び透明性を担保するために実施するものであ

り、JST から出資を受けている、またはライセンスを受けていることが本事業の採択において不利に働くことはありません。JST の利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

※JST の出資先企業については下記ウェブページを参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

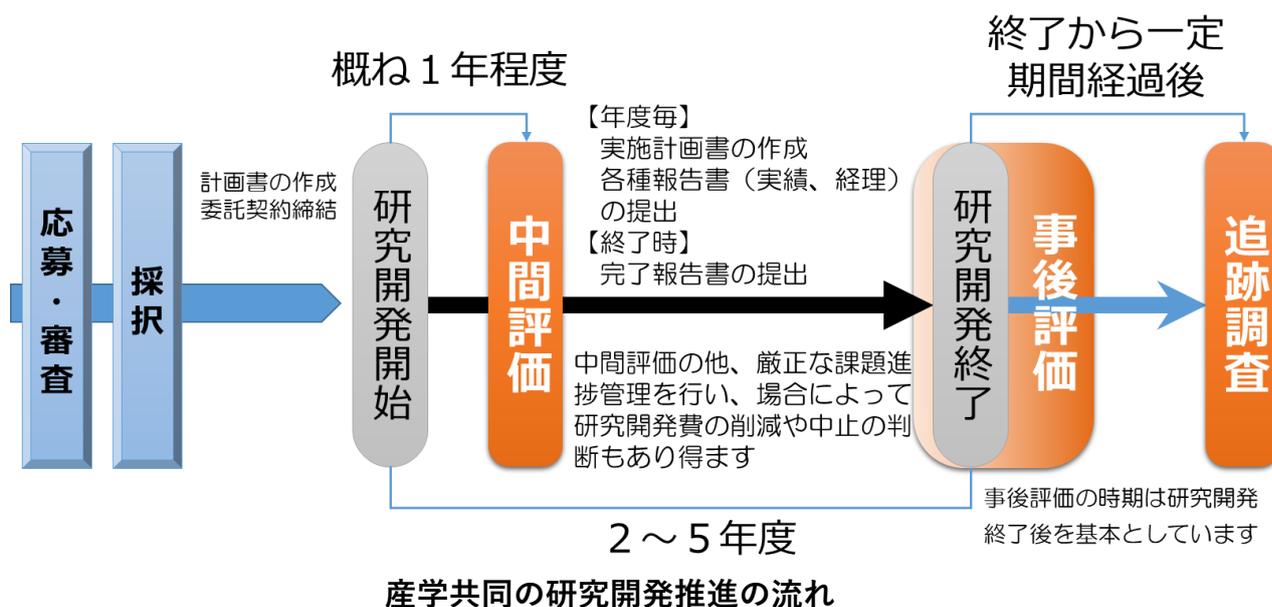
<https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01>

※申告の基準日は本事業の公募開始日とします。当該日時点で JST からの出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるものの未公表の企業については、JST 内部の機密保持のため、申告の必要はありません。

JST の出資公表については下記ウェブページを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/entre/news.html>

第6章 採択後の研究開発推進等について



6.1 研究開発計画書の作成

採択後、プロジェクトリーダーは研究開発課題の研究開発期間全体を通じた全体計画書を作成します。また、参画機関毎に実施計画書を毎年度作成します。研究開発計画には、研究開発費や研究開発体制が含まれます。なお、提案された研究開発計画は選考を通じて査定を受け、その結果を計画書に反映していただきます。

6.2 委託研究開発契約

- 研究開発課題の採択後、JST は、本研究開発の参画機関の間で共同研究開発契約が締結されることを前提に、研究開発担当者が所属する研究開発機関との間で、個別に委託研究開発契約を締結します。また、参画機関が委託研究開発費の配分を受けず自己資金のみを負担する場合や委託研究開発費の配分を受けず自己資金の負担もなく研究参画する場合においても研究開発実施に関する契約を締結します。
- 委託研究開発契約書は JST で作成した雛型を使用し、個別の条項の修正はお受けしておりません。以下の URL で最新の委託研究開発契約書の雛型を確認いただけます。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

※今回の公募課題の採択に際しては、契約書の見直しが行われる場合がございます。ご了承ください。

- c. 研究開発機関に対して、委託研究開発契約締結前及び契約期間中に、公的研究開発費の管理・監査に必要な体制、財務状況等についての調査・確認を行うことがあります。その結果、JST が指定する支払方法に従っていただくこととなる場合がある他、契約を見合わせる場合や契約期間中であっても、研究開発費の縮減や研究停止、契約期間の短縮、契約解除等の措置を行うことがあります。契約が締結できない場合には、当該研究開発機関では研究を実施できないことがあり、その際には研究開発体制の見直し等をしていただくこととなります。詳しくは、「6.8 研究開発機関の責務等」をご参照ください。
- d. 研究開発により生じた特許等の知的財産権は、委託研究開発契約に基づき、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究開発機関が遵守すること等を条件として、研究開発機関に帰属します。ただし、海外研究開発機関に対しては適用されません。

6.3 研究開発費

JST は委託研究開発契約に基づき、研究開発費（直接経費）に加え、原則として研究開発費（直接経費）の 30%を上限とする間接経費を研究開発機関に支払います。

また、本格型においては、企業が本プロジェクトに対し自ら負担する研究開発費の支出額を上限として JST は研究開発費を支出します（マッチングファンド形式）。詳しくは、「6.3.4 マッチングファンド形式の支出について（本格型のみ）」をご参照ください。

6.3.1 研究開発費（直接経費）

研究開発費（直接経費）とは、研究の実施に直接的に必要な経費であり、以下の使途に支出することができます。

- a. 物品費：新たに設備（※1）・備品・試作品・ソフトウェア（既製品）・書籍購入費・研究用試薬・材料・消耗品等を購入するための経費
- b. 旅 費：研究開発担当者及び全体計画書記載の研究開発参加者に係る旅費、招へい者

に係る旅費

- c. 人件費・謝金：研究開発参加者（但し、研究開発担当者を除く（※2））の人件費、人材派遣、講演依頼謝金等の経費
- d. その他：上記の他、当該委託研究開発を遂行するための経費（※2）
例）研究開発成果発表費用（論文投稿料、論文別刷費用、HP 作成費用等）、会議費、運搬費、機器リース費用、機器修理費用、印刷費、ソフトウェア外注製作費、ソフトウェアライセンス使用料、検査業務費、特許関連経費（大学等のみ）、不課税取引等に係る消費税相当額など

※1 新たな研究設備・機器の購入に当たっては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」（2015年11月 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム（以下「機器共用システム」といいます。）」等の活用を前提としていただきます。詳しくは、「7.12 研究設備・機器の共用促進について」を参照してください。

※2 大学等においては、原則として JST 競争的研究費事業によるプロジェクトの研究代表者（以下、「PI」という。）となる者を対象として、一定の要件を満たした場合に限り PI の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することができます。以下に必要な要件を定めていますのでご確認ください。

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（2020年9月17日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

（注 1）課題提案書作成における人件費の取扱い

育成型及び本格型では、課題提案書（研究開発計画）において、人件費・謝金の合計は原則として、直接経費の総額（全研究開発期間）の 50%以内とします。評価

の結果を基に、契約前に JST が承認した場合に限り、人件費・謝金の合計が直接経費の総額の 50%を超える研究開発の実施が可能です。

委託研究開発費で支出できる人件費の範囲については産学共同 Q&A の Q31 及び Q32 ご参照ください。

(注 2) 特許関連経費の直接経費からの支出について

育成型及び本格型では、大学等を対象として、以下の 1 から 3 の要件をすべて満たすことを条件として、特許関連経費を直接経費から支出することが可能です。また、条件を満たしていない場合は間接経費から支出することが可能です。なお、企業等は、直接経費からの特許関連経費の支出は認められません。

1. 提案課題の委託研究開発にかかる成果を元にした発明であること。
2. 日本国内出願にかかる経費であること。
3. 受託研究期間内に権利化が見込まれること。

※ 出願料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用等、出願・審査にかかる経費が対象となります。

※ 受託研究期間に権利化されなくても、返金等を求めることはありません。

特許関連経費の直接経費からの支出を行う場合は、特許関連経費の発生前に研究開発機関から JST に申請し、承認を得ることが必要です。

(注 3) 研究開発費（直接経費）として支出できない経費の例

- ・研究目的に合致しないもの
- ・間接経費による支出が適当と考えられるもの
- ・委託研究開発費の精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの（※）

※ JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

6.3.2 間接経費

間接経費とは、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、原則として研究費（直接経費）の30%が措置されます。研究開発機関は、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（2001年4月20日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ/2019年10月1日改正）に則り、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

大学等公的研究開発機関、特に国立大学法人は研究開発費（直接経費）の30%の額とし、応募に際して間接経費を30%未満の割合とする研究開発計画とする場合には、必ず機関の事務部門に問題のないことを確認してください。

6.3.3 複数年度契約と繰越制度について

JSTでは、研究成果の最大化に向けた研究開発費のより効果的・効率的な使用および不正防止の観点から、委託研究開発費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究契約を複数年度契約としています（なお、繰越制度に関しては、大学等と企業等とで取扱いが異なる他、研究機関の事務管理体制等により複数年度契約及び繰越が認められない場合があります）。

6.3.4 マッチングファンド形式の支出について（本格型のみ）

本格型において、JSTが企業等へ支出する委託研究開発費（直接経費と間接経費の総額）は、当該企業等が課題の実施にあたって自ら支出する研究開発費（自己資金）にマッチング係数を乗じた金額を上限とします。マッチング係数は応募時における企業等の資本金により以下の通りとなります。

※マッチング係数

資本金 10 億円を超える企業等	: 1 倍
資本金 10 億円以下の企業等	: 2 倍
資本金 1 億円以下、または設立から 10 年以内の企業等	: 3 倍

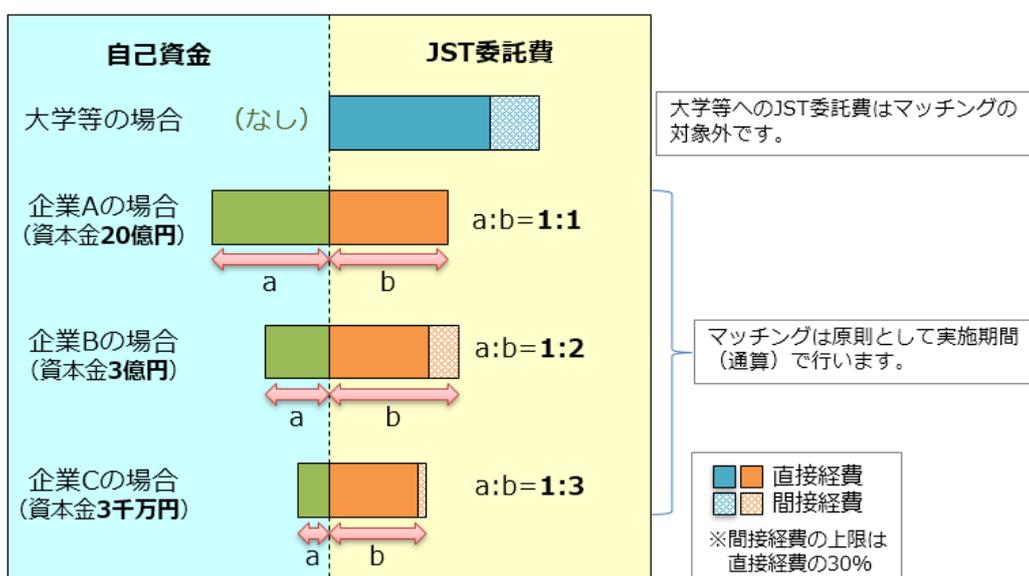
※マッチングの条件

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{企業等} \\ \hline \text{自己資金} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{マッチング} \\ \hline \text{係数} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{企業等へ支出する委託研究開発費} \\ \hline \text{(直接経費+間接経費)} \\ \hline \end{array}$$

マッチングファンド形式の例

マッチング条件

(企業が本課題に支出する研究開発費) × (マッチング係数) ≥ (JSTが支出する研究開発費)



《マッチングにかかる留意事項》

- a. 自己資金として計上可能な研究開発費の内容は以下の通りとなります。
 - ✓ JST 委託研究開発費の直接経費に相当する経費(「6.3.1 研究開発費(直接経費)」参照)
 - ✓ 企業責任者、主たる研究分担者の人件費
 - ✓ 特許関連経費(出願、登録、維持に必要な経費)
 - ✓ 研究開発機関が所有する資産に対する改造費
 - ✓ 大学等への共同研究開発費(本プログラムの推進に必要な目的で使用されることが明確に記されたエビデンスの提出を条件とします)
- b. 複数の企業等が自己資金を支出する場合、各々の資本金に応じたマッチング係数を乗じた

金額が、JST が当該企業等へ支出する委託研究開発費の上限額となります。

- c. マッチングは、研究開発期間通算で成立していることが条件となります。
- d. 研究開発期間終了時に自己資金の支出実績額の合計が不足してマッチングの条件を満たさない場合には、マッチングの条件を満たすよう、不足分を JST へ返金していただきます。

6.4 研究開発の推進

以下の期間で、研究開発を実施していただきます（期間の長さに関係なく、終了月は 3 月となります）。

育成型 2023 年 10 月 1 日（予定）から最長 2026 年 3 月末までの 2 年 6 ヶ月以内

本格型 2023 年 10 月 1 日（予定）から最長 2028 年 3 月末までの 4 年 6 ヶ月以内

終了時には完了報告書の提出を求めます。また、委託研究開発契約に基づく各種報告書を提出していただきます。研究開発費の支出状況についての報告は、委託研究開発費・自己資金ともに、年度毎／研究開発機関毎に作成して提出していただきます。

また、JST は PO を核とした支援体制を構築し、所期の目的が達成されるよう、研究開発の進捗状況等について必要な調査（現地調査を含む）等を通し、研究開発実施者に対し、研究開発実施上必要な協力・支援及び事業終了後のフォローアップ等の一連の業務についての支援を行います。

6.5 評価

PO は、研究開発の進捗状況や研究開発成果を把握し、アドバイザー等の協力を得て、研究課題の中間評価及び事後評価を行います。

中間評価の他、厳正な課題進捗管理を行い、場合によっては、研究開発費の削減や、中止の判断を行わざるを得ないこともあり得ます。

6.6 調査

JST は、研究開発終了後一定期間が経過した後に、実用化状況や研究開発の進捗状況を把握するための追跡調査を実施します。

6.7 プロジェクトリーダー等の責務等

6.7.1 確認書の提出について

研究開発担当者は、提案した研究課題が採択された後、JST が実施する説明会等を通じて、次に掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書を JST に提出していただきます。

- a. 公募要領等の要件及び所属機関の規則を遵守する。
- b. JST の研究開発費は国民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動における不正行為（捏造、改ざん及び盗用）、研究開発費の不正な使用などを行わない。
- c. 参画する研究員等に対して研究開発活動における不正行為及び研究開発費の不正な使用を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材（eAPRIN（旧名称 CITI））の受講について周知徹底する。

また、上記 c.項の研究倫理教材の履修がなされない場合には、履修が確認されるまでの期間、研究開発費の執行を停止することがありますので、対象者が確実に履修するようご注意ください。

6.7.2 研究倫理教材の受講・修了について

研究開発参加者は、研究上の不正行為（捏造、改ざん及び盗用）及び研究開発費の不正使用を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材（オンライン教材）を修了することになります。詳しくは、「7.1 研究倫理に関する教育プログラムの受講・修了について」をご参照ください。

6.7.3 研究開発の推進・管理

プロジェクトリーダーは、研究開発チーム全体の研究開発費の管理（支出計画とその進捗等）を研究開発機関とともに適切に行っていただきます。所属する機関だけではなく、課題に参加する機関全体の予算計画及び研究開発費の使用状況を他の研究開発担当者とともに把握をお願いします。他の研究開発担当者は、自身の研究グループの研究開発費の管理（支出計画とその進捗等）を研究開発機関とともに適切に行っていただきます。

自身のグループの研究参加者や、特に研究開発費で雇用する研究員等の研究環境や勤務環境・条件に配慮してください。

プロジェクトリーダーは、研究開発遂行上のマネジメント、成果の公表等、推進全般についての責任を持つ必要があります。特に計画書の作成、各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出等については、主にプロジェクトリーダーより行ってください。(上記の報告書のうち、研究開発費の支出状況についての報告は、各研究開発機関より提出していただきます。)

また、JST は、研究開発期間中、PO 等による実施管理を行い、進捗状況等について必要な調査（現地調査を含む）を実施するとともに目的が達成されるよう、プロジェクトリーダー等に対し研究開発の遂行上必要な指導・助言等を行います。

万一、研究開発機関の都合により、研究開発の継続に困難が生じた場合は、JST に速やかにその旨を連絡してください。

6.7.4 評価への対応

プロジェクトリーダーから提出される報告書等及び必要に応じて行われる面接により、PO 等が研究開発の進捗状況や成果を把握し、それに基づき研究開発計画の見直し等に反映していただくことがあります。評価結果によっては、研究開発期間中であっても、翌年度以降の研究開発計画の変更を求める、あるいは研究開発費を増額・減額や支援の中止を行うことがあります。

6.7.5 研究開発の成果等の発表

育成型及び本格型により得られた成果については、知的財産に注意しつつ国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、積極的に成果の公開・普及に努めてください。

また、研究開発課題終了後に、得られた成果を、必要に応じ発表していただくことがあります。また JST から成果の公開・普及の発信に協力を依頼させていただく場合がございます。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による成果の発表に際しては、本事業による成果であることを明記し、公表した資料については JST に提出してください。

6.7.6 調査

研究開発課題終了後、JST が実施する追跡調査（フォローアップ）にご協力いただきます。その他必要に応じて、進捗状況の調査にもご協力いただきます。

※研究開発終了後に、プロジェクトリーダーの連絡先等に変更があればご連絡ください。

6.8 研究開発機関の責務等

研究機関は、研究を実施する上で、委託研究開発費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している全ての研究機関（以下「参画機関」といいます。）から事前承諾を確実に得てください。

- a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、研究契約書、事務処理説明書、研究計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。

※ 最新の委託研究契約書の雛型については、以下の URL をご参照ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

- b. 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（2007年2月15日文科科学大臣決定／2021年2月1日改正）」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「7.26（1）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について」）。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

- c. 研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（2014年8月26日文科科学大臣決定）」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。

（「7.27（1）「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について」）。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- d. 研究機関は、研究参加者に対して、上記 b.c.記載のガイドラインの内容を十分認識さ

せるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。

e. 研究機関は、研究開発費執行に当たって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。（科学研究開発費補助金を受給している研究機関は、委託研究開発費の使途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究機関における科学研究開発費補助金の取扱いに準拠することが可能です。）

f. 研究機関は、研究の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究機関と雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないように配慮した対応を行うこととしてください。

また、当該知的財産権について、移転または専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

g. 研究機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。

h. 研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究開発費の支払い方法の変更や研究開発費の縮減等の措置に従う必要があります。

また、JST の中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究契約の特約事項に従って、契約期間中の契約解除や委託研究開発費縮減の措置を行うことがあります。また、研究課題の中間評価等の結果を踏まえて、委託研究開発費の増減や契約期間の変更、研究中止等の措置を行う場合があるほか、研究の継続が適切でないと JST が判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。研究機関は、これらの措置に従う必要があります。

i. 研究機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究機関が委託研究契約

を締結するに当たっては、研究機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。（万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究開発費の返還等の措置を講じる場合があります。）

- j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究課題に参画しかつ研究機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の受講および修了を義務付けています。研究機関は対象者が確実に受講・修了するよう対応ください。JST 経由で受講を希望される場合に必要な手続き等は JST で行います。

これに伴い JST は、当該研究者等が機構の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究開発費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示にしたがって研究開発費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究開発費の執行を再開しないでください。

- k. 研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。
- l. 委託研究開発費の執行に当たっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合规性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、研究期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。

6.9 研究開発データの取扱い

6.9.1 データマネジメントプランについて

研究開発課題の研究開発計画に責任を負うプロジェクトリーダーはデータマネジメントプラン（以下、「DMP」という。）を作成し、本 DMP に基づき、研究開発課題によって生産された研究開発データ（以下、「研究開発データ」という。）を適切に管理・保存してください※1。

研究開発データのうち、成果論文のエビデンスとなる研究開発データ（以下、「エビデンスデータ」という。）は公開を推奨します。また、それ以外の研究開発データについても公開す

ることを期待します。ただし、研究開発データの中には公開にあたり特別な配慮を要するものがあることを認識いただいた上で、公開の対象外とする等、適切に対応してください^{※2}。

※1 所属機関又は研究コミュニティが研究開発データの保存等に関するガイドライン等のルールを定めている場合、そちらも参照してください。

※2 非公開とする、又は公開を制限すべきデータの例は以下の通り。

○非公開とするデータの例

- ・機密保持、企業秘密、国益及び国家安全保障に関わるデータ
- ・研究開発成果の商用化・産業化を目的として収集されたデータ
- ・民間企業が保有するデータ
- ・共同研究契約等で研究成果の公開に制限があるデータ

○公開を制限すべきデータの例

- ・個人のプライバシーの観点から保護が必要なデータ
- ・財産的価値の観点から保護が必要なデータ

6.9.2 DMP の作成責任者

DMP の作成責任は研究開発計画の作成責任を負うプロジェクトリーダーにあります。本研究開発に参画する他の研究者等と協議の上で作成してください。

また、研究開発課題の採択後に、本研究開発の参画機関の間で締結する共同研究契約において、DMP 及びこれに基づくマネジメント実施について定めてください。

6.9.3 DMP で定める事項

プロジェクトリーダーは、以下の項目に従い DMP を作成し、採択時、研究開発計画とともに JST に提出してください。また、研究開発の進捗に従って DMP を変更する必要がある場合は、変更した上で都度 JST に提出してください。

【DMP に明記する項目】

(1) 管理対象となる研究開発データの保存・管理方針

研究開発成果として得られる研究開発データの保存・管理方針について記入してください。

研究開発課題終了後の継続的なデータ保存等の可能性を考慮してください。利活用可能な形式で保存することを推奨します。

(2) 研究開発データの公開・非公開に関する方針

(1) で管理対象とした研究開発データのうち、公開できるものと非公開とすべきものについて、以下の①～③を選択して記載してください。非公開とすべきものについては「6.9.1 データマネジメントプランについて」を参照の上、理由を明記してください。

- ① 非公開
- ② 本研究開発に参画する者の間限りの共有／限定された者への公開
- ③ 一般公開

(3) 公開可能な研究開発データの提供方法・体制

公開可能な研究開発データの提供にあたっては、プロジェクト終了後の継続的なデータ公開の可能性を考慮し、既存の公共データベースや学協会で整備されているリポジトリ等、分野で標準とされているデータベースへ登録し公開することが望まれます。適切な公共データベース等がない場合は、研究開発機関の機関リポジトリの活用を推奨します。

また、研究開発データの公開にあたっては、研究開発データを作成した研究者の研究開発活動を妨げないよう、研究者の権利保護の観点から必要に応じて公開までの猶予期間を設ける等、配慮してください。

(4) 公開研究開発データの想定利用用途

(2) で公開可能とした研究データについて、現在考えうる第三者の利用用途を記入してください。

【例 1】IoT、ビッグデータや人工知能（AI）等を活用したサービス開発のために研究開発データを利用する

【例 2】第三者が自らの研究開発データを比較評価するための参照先として研究開発データを利用する

(5) 公開研究開発データの利活用促進に向けた取組

(2) で公開可能とした研究データについて、以下のような取組を可能な範囲で記入してください。

- ① 研究開発データの信頼性向上への取組（例：実験条件の追記、論文等出典情報の明記等）
- ② 提供者自身へのフィードバック（例：利用目的・成果公表時出典の明記、定期的な意見聴取等）

③ 継続的なデータ蓄積・アップデート・精度向上を実現する体制

(6) その他特記事項

各種法令の遵守や研究開発データの提供に係る免責方針等、公開可能なデータの提供にあたってその他考慮すべき事項があれば記入してください。

6.10 その他留意事項

6.10.1 出産・子育て・介護支援制度

JST では男女共同参画推進の取り組みの一環として、出産・子育て・介護支援制度を実施しています。本制度は JST 事業の研究開発費（間接経費を除く）により研究員等として専従雇用されている研究者が、ライフイベント（出産・育児・介護）に際し研究を継続できること、また研究を一時中断せざるを得ない場合は、研究に復帰した時点からのキャリア継続を図ることができることを目的として、研究課題等に「男女共同参画促進費」（上限金額：月額 30 万円×支援月数）を支給します。

詳しくは、下記ウェブページを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/child-care.html>

6.10.2 JREC-IN Portal のご利用について

研究者人材データベース(JREC-IN Portal <https://jrecin.jst.go.jp/>)は、国内最大級の研究人材キャリア支援ポータルサイトとして、研究者や研究支援者、技術者などの研究にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在、13 万人以上のユーザにご登録いただいている他、大学や公的研究機関、民間企業等の求人情報を年間 19,000 件以上掲載しております。加えて、JREC-IN Portal の Web 応募機能等を利用することで、応募書類の管理を簡略化できると共に、求職者の負担も軽減することができます。研究プロジェクトの推進に当たって高度な知識をもつ研究人材（ポストドクター、研究者等）をお探しの際には、是非 JREC-IN Portal をご活用ください。

また、JREC-IN Portal は researchmap と連携しており、履歴書や業績一覧の作成機能では、researchmap に登録した情報を用いて簡単にこれらの応募書類を作成できます。

第7章 応募に際しての注意事項

7.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

研究提案者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の(1)～(2)のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は別紙の「府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法について」を参照してください。

(1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラムを応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

(2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合 (所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む)

a. 過去に JST の事業等において eAPRIN (旧 CITI) を修了している場合

JST の事業等において、eAPRIN (旧 CITI) を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

b. 上記 a.以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN (旧 CITI) ダイジェスト版を受講することができます。その場合は、下記の URL より受講してください。

<https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません。速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、「ダイジェスト版修了」と入力してください。本格型の企業責任者については、受講確認書に記載されている受講確認書番号 (数字 7 桁+ARD※) も合わせて申告してください。

※2019 年 8 月以前に修了した場合は、Ref # から始まる番号になります。

■ 研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 法務・コンプライアンス部 研究公正課

E-mail : rcr-kousyu@jst.go.jp

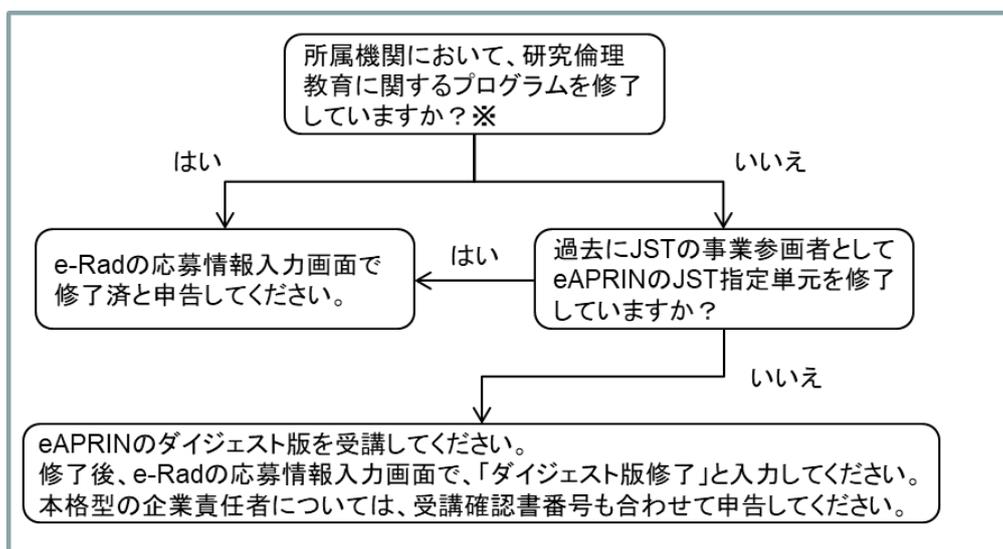
■ 公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 A-STEP 募集担当窓口

E-mail : a-step@jst.go.jp

※メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、研究提案者名、課題名を記載してください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



なお、JST では、本事業に参画する研究者等について「eAPRIN (旧 CITI)」の指定単元を受講・修了していただくことを義務づけております。次年度においても同様に対応しますので、採択の場合は、原則として全ての研究参加者に「eAPRIN (旧 CITI)」の単元を受講・修了していただきます (ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する eAPRIN (旧 CITI) の単元を修了している場合を除きます)。

7.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題 (競争的研究費が配分される研究の名称及びその

内容をいう。)に対して、複数の競争的研究費その他の研究費(国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの(※。))が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分(以下、「研究課題の不採択等」という。)を行います。

- ・実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的研究費その他の研究費への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費その他の研究費に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行う可能性があります。

※ 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

○過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的研究費その他の研究費を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」といいます。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、その程度に応じ、研究課題の不採択等を行います。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間(※)に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合

- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的研究費その他の研究費に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、研究課題の不採択等を行う可能性があります。

※研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

○不合理な重複及び過度の集中の排除の方法

競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、応募時に、以下の情報を提供していただきます。

- (i) 現在の他府省含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況、現在の全ての所属機関・役職に関する情報の提供

応募時に、研究代表者・主たる研究分担者について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）（以下「研究費に関する情報」という。）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報（以下「所属機関・役職に関する情報」という。）を応募書類や e-Rad に記載いただきます。応募書類や e-Rad に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択等を行うことがあります。

研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下の通り扱います。

- ・応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ）の提出を求めます。
- ・ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せず

に提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

- ・所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

なお、今後秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討していただきますようお願いいたします。ただし、秘匿すべき情報の範囲とその正当な理由（企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等）について契約当事者双方が合意すれば、当該秘匿情報の提出を前提としない契約とすることも可能であることにご留意ください。

(ii) その他、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報の提供

研究費に関する情報や、所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援（※）を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択等とすることがあります。

応募の研究課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

（※）無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報の共有

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を、e-Rad などを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度の担当課間で共有します。

7.3 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの

確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（2021年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

7.4 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」といいます。）については以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加（※1）資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下「不正使

用等を行った研究者」といいます。)) や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者(※2)に対し、不正の程度に応じて以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとります。

また、他府省を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要(不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

- ※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題(継続課題)への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。
- ※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度		応募制限期間 ^{※3}
不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者 ※1	1 個人の利益を得るための私的流用		10年
	2 1以外	①社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2~4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
偽りその他不正な手段により競争的研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者			5年

不正使用に直接関与して いないが善管注意義務に 違反して使用を行った研 究者 ※2		善管注意義務を有する研 究者の義務違反の程度に 応じ、上限 2 年、下限 1 年
--	--	--

以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、厳重注意を通知する。

※1 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合

※2 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※3 応募制限期間は原則、不正使用等が認定され、研究費が返還された年度の翌年度から起算します。なお、不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該不正事案の概要（事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

7.5 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他府省を含む他の競争的研究費制度^{*}において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本

事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度」について、2023 年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、2022 年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、下記のウェブページを参照してください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

7.6 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

7.7 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、翌年度まで継続する複数年度契約の場合、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

7.8 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱いについては下記の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/download/2022/2022asteps309betsu.pdf>

現在、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略2022」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。これを踏まえ、本事業において、直接経費から研究責任者の人件費、研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することを可能としています。

研究責任者の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出する場合には、以下に必要な要件や手続きの方法を定めていますので、確認してください。

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（2020年9月17日/2020年11月13日改訂）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）」に関する研究成果展開事業（A-STEP トライアウト／産学共同（本格型、育成型）／産学共同フェーズ（シーズ育成タイプ））の対応について」（2021年4月1日）

https://www.jst.go.jp/a-step/jimu/files/common/buyout_a-step.pdf

- 「直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出」に関する研究成果展開事業（A-STEP）トライアウト／産学共同（本格型、育成型）／産学共同フェーズ（シーズ育成タイプ）の対応について」（2021年4月1日）

https://www.jst.go.jp/a-step/jimu/files/common/pi-jinkenhi_a-step.pdf

7.9 費目間流用について

費目間流用については、JSTの承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の50%以内としています。

※上記の範囲内であっても、研究開発計画の大幅な変更〔重要な研究項目の追加・削除、研究開発推進方法の大規模な軌道修正など〕を伴う場合は、流用額の多寡、流用の有無にかかわらず、事前にJSTの確認が必要です。

7.10 年度末までの研究期間の確保について

JSTにおいては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的研究費において以下のとおり対応しています。

- (1) JSTにおいては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2) 会計実績報告書の提出期限を5月31日とする。
- (3) 研究成果報告書の提出期限を5月31日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

7.11 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管してください。

また、間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに e-Rad を通じて JST に報告が必要となります（複数の競争的研究費を獲得した研究機関においては、それらの競争的研究費に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください）。報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル（https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html）又は「よくある質問と答え」（<https://qa.e-rad.go.jp/>）を参照してください。

7.12 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（2015年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（2021年3月26日閣議決定）や「統合イノベーション戦略2022」（2022年6月3日閣議決定）において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み（コアファシリティ化）の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

文部科学省においては、大学等における研究設備・機器の戦略的な整備・運用や共用の推進等を図るため、「研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン」を2022年3月に策定しました。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。その際、最新の研究設備・機器の活用による研究力強化のためにも、プロジェクト期間中でも共用化が可能であることを認識し、一層の共用化を検討することが

重要です。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

○「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（2015年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

○「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（2021年3月26日 閣議決定）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf>

○「統合イノベーション戦略2022」（2022年6月3日 閣議決定）

https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2022_honbun.pdf

○「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」（2021年3月5日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r30305.pdf

○「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」（2020年9月10日 資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ）

https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf

○「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」（2022年3月策定）

https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt_kibanken01-000021605_2.pdf

【参考：概要版 YouTube】 https://youtu.be/x29hH7_uNQo

○「大学連携研究設備ネットワーク」

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

○「新たな共用システム導入支援プログラム」、「コアファシリティ構築支援プログラム」

https://www.jst.go.jp/shincho/program/pdf/sinkyoyo_brochure2020.pdf

7.13 博士課程学生の処遇の改善について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(2021年3月26日閣議決定)においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること(博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当額程度を受給することに相当)を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント(RA)としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA等の雇用・謝金に係るRA経費の支出のルールを策定し、2021年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人におけるRA等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(2020年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会)においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的にRA等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

(留意点)

- ・「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間180万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員(DC)並みの年間240万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
- ・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000円から2,500円程度[※]の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。

(※) 競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合2,000円から2,500円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。(2020年8月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査(速報版)」において、特任助教の給料月額中央値が存在する区分(40万円以上45万円未満)の額について、休日等を除いた実労働日(19日~20日)の勤務時間(7時間45分~8時間)で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して0.8を乗じることにより算定。)
- ・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にて御判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・学生をRA等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

7.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(2020年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会)において、「ポストドクターの任期については、3年未満の者も数多く存在するところであるが、あまりに短期間の任期については、キャリア形成の阻害要因となり得ることから、一定期間腰を据えて研究活動に集中できるような任期の確保が求められる。」「1、2か所程度でポストドクターを経験した後、30代半ばまでの3年から7年程度で次のステップへと進んでいくことが望ましいことに鑑みれば、各ポストについては3年から5年程度の任期の確保が望まれる。」とされています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン~教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメント

ントの構築に向けて～」(2019年2月25日文科科学省)において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5～10年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポスドクター等の若手研究者を雇用する場合には、部局等の人事担当や経理担当等にも確認の上、研究期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

7.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(2020年12月18日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは以下を参照してください。

- 「プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について(連絡)」(2020年4月10日)

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200414.pdf>

7.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(2021年3月26日閣議決定)において、「優秀な若者が、アカデミア、産業界、行政など様々な分野において活躍できる展望が描ける環境」の構築が目標として掲げられています。さらに、「ポスドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(2020年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会)においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業

等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

7.17 URA等のマネジメント人材の確保について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（2021年3月26日閣議決定）において、URA等のマネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（2020年1月23日総合科学技術・イノベーション会議）においても、マネジメント人材やURA、エンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

これらを踏まえ、研究機関が雇用している、あるいは新たに雇用するURA等のマネジメント人材が本事業の研究プログラムのマネジメントに従事する場合、研究機関におかれては本事業に限らず、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

あわせて、当該マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、URA研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

7.18 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年

法律第 228 号) (以下「外為法」といいます。) に基づき輸出規制 (※1) が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出 (提供) しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第 1 及び外為令別表に記載の品目のうちある一定以上のスペック・機能を持つ貨物 (技術) を輸出 (提供) しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度 (リスト規制) と②リスト規制に該当しない貨物 (技術) を輸出 (提供) しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合 (用途要件・需要者要件又はインフォーム要件) を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度 (キャッチオール規制) の 2 つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者 (2022 年 5 月 1 日以降は特定類型 (※2) に該当する居住者を含む。) に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を輸出 (提供) しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますので留意してください。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3) サ①～③に規定する特定類型を指します。

また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります (※3)。このため、契約締結時までには、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合

があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

- ※3 輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制をいいます。

経済産業省等のウェブページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- ・ 経済産業省：みなし輸出管理（上記※2 関連ページ）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- ・ 経済産業省：大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/manual.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易ガイダンス（入門編）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>

7.19 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

2016 年 9 月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、2016 年 11 月 30 日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会（以下「安保理」という。）は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第 2321 号を採択しました。こ

れに関し、2017年2月17日付けで28受文科際第98号「国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について（依頼）」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文11の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除くすべての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第2321号については、以下を参照してください。

- 外務省：国際連合安全保障理事会決議第2321号 和訳（外務省告示第463号（2016年12月9日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

7.20 社会との対話・協働の推進について

『国民との科学・技術対話』の推進について（基本的取組方針）（2010年6月19日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。本公募に採択され、1件当たり年間3000万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の「国民との科学・技術対話」について、積極的に取り組むようお願いします。

（参考）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

7.21 オープンアクセスおよび研究データマネジメントについて

JSTでは、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を2017年4月に発表し、2022年4月に改訂を行いました。本方針では、本事業での研究活動における研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

については、本事業に参加する研究者は、研究成果論文については、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じて、原則として公開、特に査読済み論文につい

では 12 ヶ月以内の公開を原則としていただきます。また、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、研究計画書と併せて JST に提出し、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行していただきます。さらに、研究データのうち、データマネジメントプラン等で定めた管理対象データについては、JST で定めたメタデータを付与していただきます。なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能です。

詳しくは、以下を参照してください。

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針
<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>
- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針運用ガイドライン
https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guideline_openscience_r4.pdf

なお、JST は、記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映（改正）を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データを分析します。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるもの等は一切公開いたしません。

※生命科学系データについては「7.22 NBDC からのデータ公開について」もご参照してください。

7.22 NBDC からのデータ公開について

JST のバイオサイエンスデータベースセンター（NBDC）が実施してきたライフサイエンス統合推進事業（<https://biosciencedbc.jp/>）では、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進しています。

また、「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」（2013 年 1 月 17 日）でも、同センター（現 NBDC 事業推進部）が中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本事業により得られる次の種類のデータおよびデータベースの公開に

ついて、ご協力をお願いします。

No	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	https://integbio.jp/dbcatalog/
2	構築した公開用データベースの収録データ	生命科学データベースアーカイブ	https://dbarchive.biosciencedbc.jp/
3	2のうち、ヒトに関するもの	NBDC ヒトデータベース	https://humandbs.biosciencedbc.jp/

<問い合わせ先>

国立研究開発法人科学技術振興機構 NBDC 事業推進部

電話：03-5214-8491

e-mail: nbdc-kikaku@jst.go.jp

7.23 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment（謝辞）に、本事業により助成を受けた旨を記載する場合には「Grant Number 体系的番号」を含めてください。論文投稿時も同様です。本事業の10桁の体系的番号は、JPMJTR○○○○（○○○○は課題個別に付与）です。

論文中の謝辞（Acknowledgment）の記載例は以下のとおりです。

（体系的番号「JPMJTR1234」の例）

【英文】

This work is supported by Adaptable and Seamless Technology transfer Program through Target-driven R&D (A-STEP) from Japan Science and Technology Agency (JST) Japan Grant Number JPMJTR1234.

【和文】

本研究成果は、JST 研究成果展開事業研究成果最適展開支援プログラム A-STEP 産学共同 JPMJTR1234 の支援を受けたものです。

公募要領 A-STEP 産学共同

※論文に関する事業が二つ以上ある場合は、事業名及び体系的番号を列記してください。

7.24 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）について

研究支援サービスのお知らせです。「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」（2020年3月26日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会）においては、「行政が公的な事業として実施していた研究支援や研究成果の社会への還元等について、強い思いと情熱を持ちビジネスとして実施するスタートアップが出現し始めていることを踏まえて、新たな官民連携の仕組みの形成が求められる。」としています。

そのような中、文部科学省は、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的として、2021年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度（A-PRAS）」を創設しました。民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定する制度で、2020年度までに9件のサービスを認定しています。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブページより参照していただけます。ぜひご活用ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm

- 「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」

（2020年3月26日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu22/houkoku/1422095_00001.htm

7.25 競争的研究費改革について

現在、政府において、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略2022」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業

にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本事業の公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

7.26 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

(1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（2021年2月1日改正）^{※1}の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、2023年4月1日以降、文部科学省のウェブページの内容を確認の上、e-Radから令和5年度版チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結前の指定する期日までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室に、e-Radを利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和4年版チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず契約は

認められますが、この場合は、令和 5 年度版チェックリストを 2023 年 12 月 1 日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費の配分を受けない機関については、チェックリストの提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、下記の文部科学省ウェブページを参照してください（下記のウェブページは、令和 4 年度版チェックリストに関する内容ですので、2023 年度になりましたら、文部科学省のウェブページを参照してください。）。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブページ等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

7.27 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

(1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（2014 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）^{※1}を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(2) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト（以下「研究不正行為チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、2023年度4月1日以降、文部科学省のウェブページの内容を確認の上、e-Rad から令和5年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結前の指定する期日までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和4年度版研究不正行為チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、令和5年度版研究不正行為チェックリストを2023年9月30日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストについては、以下の文部科学省ウェブページを参照してください（以下のウェブページは、令和4年度版研究不正行為チェックリストに関する内容ですので、2023年度になりましたら、文部科学省のウェブページを参照してください。）。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00003.html

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常2週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(3) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「文部科学省関連の競争的研究費制度等」といいます。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」といいます。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間※
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの
			5～7年
			3～5年

	上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び 2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの		2～3年
	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの		1～2年

※ 応募制限期間は原則、特定不正行為があったと認定された年度の翌年度から起算します。なお、特定不正行為が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JSTにおいて原則公表することとします。また、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原

則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

7.28 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究代表者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

7.29 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額、実施期間及び課題概要）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブページにおいて公開します。

7.30 e-Rad からの内閣府への情報提供等について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（2021 年 3 月 26 日閣議決定）では、科学技術・イノベーション行政において、客観的な証拠に基づく政策立案を行う EBPM を徹底することとしており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることになります。

7.31 研究プロジェクト管理システムの利用および研究者情報の researchmap への登録について

研究成果展開事業(育成型・本格型)では、JST が運営する研究者情報データベース (researchmap) と連携した JST の研究プロジェクト管理システム (R3 ; アールキューブ ※) で、研究計画および成果報告の提出を行っていただく予定です。researchmap (<https://researchmap.jp/>) は国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報の公開も可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、積極的に researchmap に登録くださるよう、ご協力をお願いします。

※R3 (アールキューブ) は、研究成果展開事業のプログラムに採択された研究者の皆様に使っていただく研究計画および成果報告の電子申請システムです。

7.32 JST からの特許出願について

研究機関が発明等を権利化しない場合、JST がそれを権利化する場合があります。そのため、研究機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様式で研究者から JST に通知してください。(上記の「当該発明等に関する情報」とは、研究機関内で用いた発明届の写し等、JST が出願可否を判断するために必要とする情報を指します。)

JST は受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等を JST が出願可と判断する場合には、研究機関と JST との間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

7.33 生物遺伝資源等利用に伴う各種規制

相手国からの情報や資料、サンプルの持ち帰りについては、相手国の法令も遵守してください。研究計画上、相手国における生物遺伝資源等を利用する場合には、関連条約等(生物多様性条約、バイオセイフティに関するカルタヘナ議定書)の批准の有無、コンプライアンス状況等について、必ず応募に先立って十分な確認及び対応を行ってください。

生物遺伝資源へのアクセス、及び生物多様性条約の詳細については、以下のウェブサイトをご参照ください。

【参考】生物多様性条約（CBD）に基づく生物資源へのアクセスと利益分配 – 企業の為のガイド – （一般財団法人バイオインダストリー協会）

<https://www.mabs.jp/>

【参考】「Convention on Biological Diversity」ウェブサイト

<https://www.cbd.int/>

7.34 生命倫理、安全の確保、及び動物実験の取扱い

応募にあたっては、生命倫理及び安全の確保、又は実験動物の取扱いに関し、実施機関の長等の承認・届け出・確認等が必要な研究開発及び共同研究企業から国等への届出・申請等が必要な研究開発（注）の有無を確認してください。また、これらに該当する研究については、開始時までには必ず所定の手続きを完了してください。

（注）詳しくは以下のウェブサイトをご参照ください。

文部科学省ウェブサイト「生命倫理・安全に対する取組」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/seimei/main.htm

環境省ウェブサイト「動物の愛護及び管理に関する法律」に係る法規集」

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/rule.html

なお、上記の手続きを怠った場合又は当該法令等に適合しない場合には、審査の対象から除外され、採択の決定が取り消されることがありますので注意してください。

7.35 人権及び利益保護への配慮

相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を行う課題提案の場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募前に適切な対応を行っておいてください。

7.36 社会的・倫理的配慮

社会・倫理面等の観点から、研究計画上及び実施の過程で、国内外において容認されがたいと認められるものについては、選考の段階で不採択となります。

また、採択されたものについても、研究開始後に上述の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取消し又は研究の中止、研究費等の全部又は一部の返還、及び事実の公表の措置等を取ることがあります。

7.37 研究者の安全に対する責任

本プログラムの研究開発実施期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、JST は一切責任を負いません。

7.38 応募情報及び個人情報の取扱い

○応募情報の管理について

応募書類等の提出物は審査のために利用します。なお、審査には JST 内の他の事業及び他の機関における重複調査を行う場合も含まれます。

不採択の課題提案に関する情報は、その内容の一切を公表しません。

○個人情報の管理について

応募に関連して提供された個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守し、下記各項目の目的にのみ利用します。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)

- ・ A-STEP の審査及び審査に係る事務連絡、通知等に利用します。
- ・ 審査後、採択された方については引き続き契約等の事務連絡、説明会の開催案内等採択課題の管理に必要な連絡用として利用します。
- ・ JST が開催する成果報告会、セミナー、シンポジウム等の案内状や、諸事業の募集、事業案内等の連絡に利用します。

7.39 中小企業技術革新 (SBIR) 制度による事業化支援

本プログラムは、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づく中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく中小企業技術革新制度 (SBIR) の特定新技術補助金等交付事業に認定されています。当該補助金等を受けた革新的な研究開発を行う研究開発型スタートアップ等は、その成果を利用して事業活動を行う場合に、特許料等の軽減措置、信用保証協会による債務保証枠の拡大、担保と第三者保証人が不要な特別な債務保証枠

の新設、中小企業投資育成株式会社法による投資対象の拡大等の特例の支援措置を受けることができます。

詳しくは、SBIR 特設サイトをご覧ください。

<https://sbir.smrj.go.jp/>

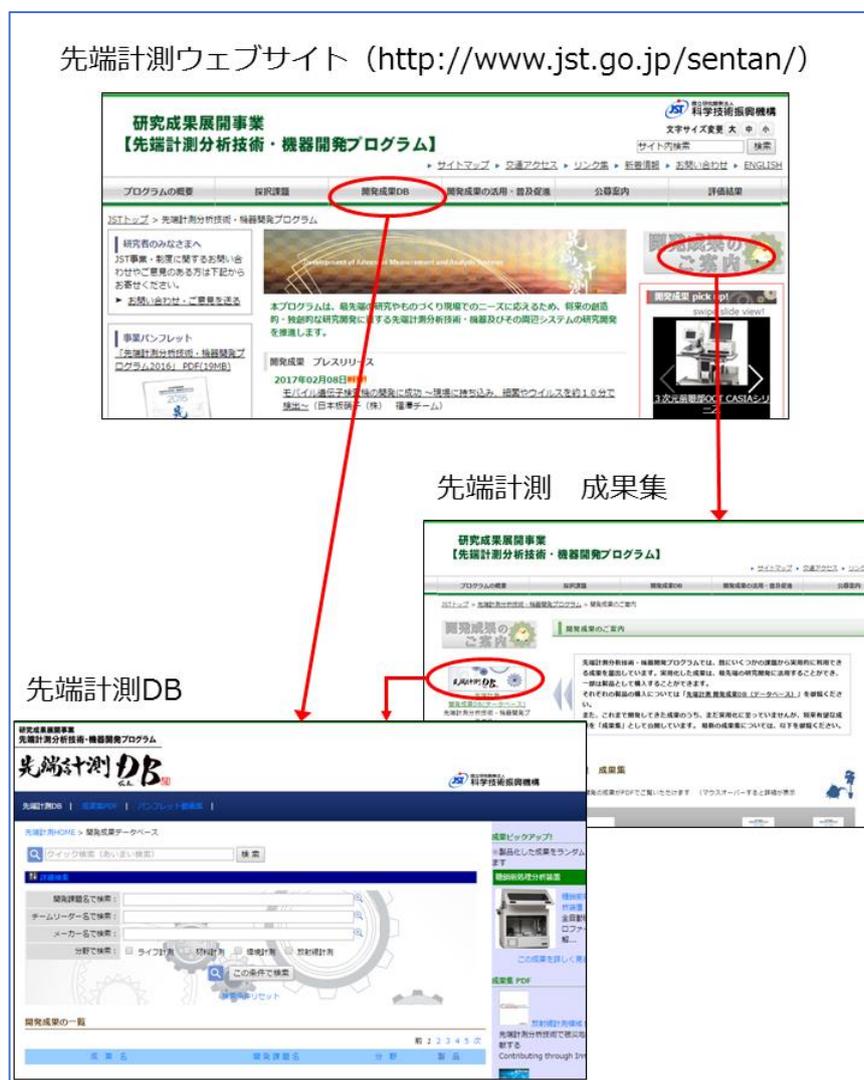
7.40 JST の研究開発の成果（研究開発ツール）について（ご案内）

JST では基礎研究から産学連携制度他、多様な研究開発制度を実施しており、これまでに多くの研究開発成果が実用化されています。

そのうち、研究開発基盤（研究開発プラットフォーム）の構築・発展を目指した JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムでは、多くの研究開発ツールが実用化されています。

研究開発を推進するにあたり、新たに検討される研究開発ツールがございましたらご参照いただければ幸いです。

詳しくは先端計測のウェブサイト (<https://www.jst.go.jp/sentan/>) をご覧下さい。



7.41 既存の研究施設・設備の有効活用による効果的な研究開発の推進について

文部科学省においては、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年六月二十九日法律第七十八号）、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年六月十一日法律第六十三号）等に基づき、研究施設・設備の共用や異分野融合のための環境整備を促進しています。応募にあたり、研究施設・設備の利用・導入を検討している場合には、本プログラムにおける委託研究開発の効果的推進、既存の施設・設備の有効活用、施設・設備導入の重複排除等の観点から、大学・独立行政法人等が保有し広く開放されている施設・設備や産学官協働のための「場」等を積極的に活用することを検討してください。

<参考：主な共用施設・設備等の事例>

「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」対象施設
(課題提案スケジュール等、利用に関する情報は各施設のご案内を参照してください。)

大型放射光施設「SPring-8」(毎年5月頃、11月頃に公募)

<https://user.spring8.or.jp/>

X線自由電子レーザー施設「SACLA」(毎年5月頃、11月頃に公募)

<https://sacla.xfel.jp/>

大強度陽子加速器施設「J-PARC」(毎年5月頃、10月頃に公募)

<https://is.j-parc.jp/uo/index.html>

「京」を含むハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ(HPCI)システム

<https://www.hpci-office.jp/>

ナノテクノロジープラットフォーム

<https://www.nanonet.go.jp/>

つくばイノベーションアリーナナノテクノロジー拠点(TIA-nano)

<https://tia-nano.jp/>

創薬等ライフサイエンス研究支援基盤プラットフォーム

<https://www.binds.jp/>

ナショナルバイオリソースプロジェクト

<https://www.nbrp.jp/>

「きぼう」日本実験棟/国際宇宙ステーション

<https://iss.jaxa.jp/kiboexp/participation/>

○高エネルギー加速器研究機構との連携について

高エネルギー加速器研究機構・物質構造科学研究所・放射光実験施設から、放射光利用に適した課題についてアドバイスを受けられます。

また、本プログラムによる研究課題は、高エネルギー加速器研究機構の放射光実験施設等の優先施設利用を受けられます。(施設利用料：標準性能ビームライン 15,400 円/時間、高性能ビームライン 30,800 円/時間)

詳細は、ウェブサイトをご確認ください。(<https://www2.kek.jp/imss/pf/use/program/>)

高エネルギー加速器研究機構・物質構造科学研究所・量子ビーム連携研究センターから、放射光を含む、中性子、ミュオン、低速陽電子の複合的な利用（マルチプローブ利用）に適した課題についてアドバイスを受けられます。

詳細は、ウェブサイトをご確認ください。(<https://www2.kek.jp/imss/ciqus/>)

研究成果最適展開支援プログラム

A-STEP

Q&A

【共通事項】

(応募前)

Q1 本プログラムは補助金・助成金制度か。

A1 補助金・助成金制度ではありません。JST と各機関の間で締結する委託研究開発契約に基づき、研究開発を実施していただくプログラムです。

Q2 他の研究費助成制度に、今回の応募内容と同様の課題提案をすることはできるか。

A2 応募は可能です。ただし、同一課題又は内容で、他の制度へ応募している場合は、課題提案書の「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄に正確に記入してください。不実記載が判明した場合は、審査の対象からの除外、採択の決定の取り消し、委託契約の解除となる場合があります。なお、応募内容のうち、上記の重複応募の制限に必要な範囲において他の競争的研究費の担当者（独立行政法人を含む）に情報提供を行うことがありますので、予めご了承願います。同一の課題提案者が、別の課題又は内容で各支援メニューに応募することは差し支えありませんが、エフォート、過度の集中の排除等が審査され、採択できない場合もありますので、ご注意ください。

Q3 課題提案書は支援メニュー毎にあるのか。

A3 それぞれ異なる提案書様式をご利用いただきます。

(応募中)

Q4 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募において、事務代表者、研究代表者は、どのような人になるのか。

A4 （事務代表者）

応募する企業又は大学等で 1 名、e-Rad に係る事務を代表する方のことです。事務代表者は、e-Rad への企業・大学等の登録、事務分担者及び研究者の情報の管理等を行います。（事務分担者は置かないことも可能です。）（事務代表者の例：総務部長、総務課長 等）

（研究代表者）

1 件の応募につき 1 名、応募する際に代表者となる方で、e-Rad による応募等を行い

ます。(応募に先立ち、事務代表者により e-Rad に登録されている必要があります。) 研究代表者は、各支援メニューにおける「プロジェクトリーダー」が相当します。各支援メニューにおける「プロジェクトリーダー」は、支援メニュー毎の公募要領にてご確認ください。なお、研究代表者氏名あるいは所属機関名は、採択された場合は公開が予定されていることをご留意ください。

Q5 中小企業とはどのように定義されているのか。

A5 具体的には応募段階で資本金が 10 億円以下の企業と定義しています。

Q6 間接経費は、どのような使途に支出するのか。

A6 間接経費は、採択された研究開発課題に参加する研究者の研究環境の改善や、研究開発機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に対して、研究開発機関が充当するための資金です。

間接経費の主な使途として、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」(2001年4月20日競争的研究費に関する関係府省連絡申合せ/2021年10月1日改正)では、以下のように例示されています。

<ここから>

(1)管理部門に係る経費

(ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

(イ) 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、など

(2)研究部門に係る経費

(ウ) 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(エ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信

運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費、論文投稿料
(論文掲載料)

(オ) 特許関連経費

(カ) 研究機器・設備等の整備(※)、維持及び運営に係る経費

※ 研究棟、実験動物管理施設、研究者交流施設、設備、ネットワーク、大型計算機(ス
パコンを含む)、大型計算機棟、図書館、ほ場

など

(3) その他の関連する事業部門に係る経費

(キ) 研究成果展開事業に係る経費

(ク) 広報事業に係る経費

など

※上記以外であっても、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全
体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断
した場合、執行するは可能である。ただし、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

<ここまで>

Q7 間接経費は、研究開発契約を締結する全ての研究開発機関に支払われるのか。

A7 原則として、課題提案書に記載された間接経費率に基づき、委託研究開発契約を締結す
る全ての研究開発機関を対象に、間接経費として、直接経費の30%を上限として、間接
経費を決定します。なお、大学等の公的研究機関、特に国立大学法人は研究開発費(直
接経費)の30%の額とし、応募に際して間接経費を30%未満の割合とする研究開発計
画とする場合には、必ず機関の事務部門に問題のないことを確認してください。また、
課題提案書作成時点で設定した間接経費の割合を研究開発機関の都合で採択後に変更す
ること、あるいは、年度毎に増減させることはできませんので、課題提案書作成に際し
ては、所属する機関の間接経費の考え方やルールを必ずご確認くださいませます。

Q8 「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」において、海外機関を含むとありますが、海外機関からの受入予定あるいは申請中の研究資金について、具体的に何を記載すればよいですか？

A8 応募時点において、研究者が応募中及び受入予定の研究費を幅広く記入していただくこととなりますので、競争的研究費、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費など、外国から受け入れるすべての研究資金について記入するようにしてください。

Q9 応募書類を直接持参し提出することは可能か。また電子メール、FAX による提出は可能か。

A9 応募書類は、必ず e-Rad でアップロードすることで提出してください。郵送、持参、FAX 又は電子メールによる提出は一切受けません。なお、e-Rad でのアップロードがうまくいかなかった場合は速やかに問い合わせ先までお知らせください。

Q10 応募書類の受領書はもらえるのか。

A10 応募書類の受領書はありません。e-Rad では、「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関処理中」又は「受理済」となっていれば受理されたこととなります。

(応募後)

Q11 応募書類提出後、記載内容に変更が生じたので修正したいがどうすればよいか。

A11 e-Rad による応募、応募書類の提出方法等の詳細については同システムの研究者用マニュアルを参照ください。

このマニュアルは、次のウェブサイトの「(研究者向け) 操作マニュアル」ページよりダウンロードできます。

<https://www.e-rad.go.jp/>

Q12 審査の経緯を教えてもらえるのか。

A12 審査については、公平性の観点から非公開で行います。また、審査経過についての問い合わせには一切応じられませんので、予めご了承ください。

Q13 不採択となった場合、その理由については JST に問い合わせできるか。

A13 審査の結果については、採否にかかわらず課題提案者に対して通知する予定です。別途、不採択の理由についても簡単にコメントすることとしています。なお、審査期間中は審査の経過は通知せず、お問い合わせにも応じられません。

【産学共同（育成型）】

（課題提案者の要件等）

Q14 複数の大学等が連名で応募できるか。

A14 共同研究チームに複数の大学等が参加することは可能ですが、連名での応募はできません。研究責任者 1 名を選んで応募してください。

Q15 応募に年齢制限があるか。若手研究者でないと応募できないのか。

A15 若手研究者については公募年度の 4 月 1 日時点において 40 歳未満の研究者を想定していますが、応募に年齢制限は設けておりません。

Q16 選考において若手研究者の採択枠もしくは優遇があるのか。

A16 採択枠は設けておりません。選考では、育成型終了後も実用化に向けた継続的な研究開発が期待できるかも含め、総合的に判断いたします。

（産学共同（育成型）への応募について）

Q17 技術シーズとして特許（出願中のものを含む）がないと応募できないのか。

A17 応募には大学等の研究成果が必要ですが、特許（出願中のものを含む）に限りません。論文や、その技術シーズを創出した際に受けていた資金制度に提出した研究終了報告書など、成果を示す資料を添付いただき、応募してください。

Q18 既に企業と共同研究を進めている技術シーズは応募できないのか。

A18 既に共同研究を進めている、または共同研究を開始できる体制が構築できている場合は、産学共同（本格型）へ応募ください。ただし、他の産業界や、別の製品・サービスへの展開を目的とした提案等は応募可能です。

Q19 共同研究企業の探索ではなく、初めから起業を目指した課題提案を応募してよいか。

A19 起業を目指した課題提案は、大学発新産業創出プログラム（START）へ応募をご検討ください。（<https://www.jst.go.jp/start/>）

ただし、共同研究企業を探索した結果として、起業を選択することを否定するものではありません。

Q20 同一の研究責任者が複数の課題提案を応募してよいか。

A20 研究責任者が応募可能な課題提案の数は一人あたり 1 件となります。研究責任者として産学共同（育成型）に複数の課題提案を応募することは出来ません。

（研究開発費等）

Q21 共同研究を進めている企業や、共同研究企業の候補に対して研究開発費を支出できるか。

A21 企業に研究開発費を支出することはできません。研究要素を含まない測定・評価等の外注は可能です。

（評価）

Q22 研究期間が終了した時に達成されていなければならないことは何か。

A22 提案シーズの技術移転に向けて、本格的な共同研究を進める企業を得ること。またそのシーズの知財化など、産学共同（本格型）への応募が可能となる体制を構築し、実用化に向けた研究開発を継続できる計画を作成することです。

ただし、共同研究企業を探索した結果、起業やライセンスアウトを目指す等、上記が未達成であっても終了後も実用化を進める場合には評価されます。

（研究期間終了後の開発研究）

Q23 研究開発で得られた成果の展開について、JST はどのように考えているか。

A23 産学共同（本格型）において、引き続き実用化に向けた研究開発を進めていただくことを期待します。JST の制度を活用していただき、製品化や事業化を進めていただくことができます。

Q24 産学共同（育成型）の実施により共同研究企業を得た場合、産学共同（本格型）へ移行できるのか。

A24 産学共同（育成型）を実施した課題につきましても、産学共同（本格型）へは改めて応募が必要です。

【産学共同（本格型）】

（課題提案者の要件等）

Q25 複数の企業が連名で応募できるか。

A25 共同研究チームに複数の企業が参加することは可能ですが、企業の連名での応募はできません。複数の企業が共同して研究を実施する場合は、企業責任者の所属する機関を代表として応募してください。

Q26 複数の大学等が連名で応募できるか。

A26 共同研究チームに複数の大学等が参加することは可能ですが、連名での応募はできません。研究責任者 1 名を選んで応募してください。

（産学共同（本格型）への応募について）

Q27 シーズとして特許（出願中のものを含む）がないと応募できないのか。

A27 応募には大学等の研究成果に基づくシーズとして、原則として特許（出願中のものを含む）が必要ですが、特許がない場合も応募できます。しかしながら、特許を既に保有しているか否かに拘わらず、知的財産戦略において競争優位性をどのように確保するのか記載することが必要です。ノウハウやプログラム等、特許以外の知的財産を技術シーズとする課題提案については、実用化を目指す製品・サービスの競争優位性を当該シーズによりどのように確保するのかを評価します。またシーズが特許である場合でも、研究開発開始後の知財戦略を評価のポイントの 1 つとしています。

Q28 同一の企業責任者又は研究責任者が複数の課題提案を応募してよいか。

A28 企業責任者又は研究責任者が応募可能な課題提案の数は一人あたり 1 件となります。企業責任者又は研究責任者として産学共同（本格型）に複数の課題提案を応募することは出来ません。

Q29 市場性調査は、必須なのか。

A29 本産学共同(本格型)終了後の展開のために必要な市場性調査を行っていただきます。ただし、市場性調査のみの提案は認められません。また、企業等において市場性に関する十分なデータをすでに保有している場合には、新たに調査を行っていただく必要はありません。

Q30 応募書類の書き方がわからないので、直接聞きに行ってもよいか。

A30 直接、JSTにお越しいただくことは、ご遠慮ください。ご質問等についてはメール、又は電話によりお願いします。

(研究開発費等)

Q31 大学等機関が委託研究開発費で支出できる人件費の範囲は？

A31 以下の通りです。

■直接経費の計上対象

- ・当該委託研究開発を遂行するために直接必要な研究員・技術員・研究補助員等で、全体研究開発計画書に研究開発参加者としての登録がある者
- ・なお、以下の場合は、直接経費より支出することが出来ません。

1.主たる研究分担者に対する給与等

2.国立大学法人、独立行政法人、学校法人等で運営費交付金や私学助成金等により国から人件費を措置されている者に対する給与等

※兼業者の取扱いについて

- ・従事日誌等により従事日又は従事時間を区分し、当該委託研究開発に該当する部分の人件費を計上してください。(各種手当て・社会保険料等も適切に按分し計上すること。)
- ・なお、裁量労働制を適用している場合には、エフォート率による按分計上が可能です。

Q32 企業等機関が委託研究開発費で支出できる人件費の範囲は？

A32 以下のとおりです。

■直接経費の計上対象

- ・当該委託研究開発を遂行するために直接必要な研究員・技術員・研究補助員等で、全体研究開発計画書に研究開発参加者としての登録がある者。
- ・なお、企業責任者（プロジェクトリーダー）及び主たる研究分担者に対する給与等は、直接経費より支出することができません。
- ・専従者の取扱いについて
研究開発機関が支払った実費により計上を行ってください。作業月報又は作業日誌を作成していただきます。
- ・兼業者の取扱いについて
兼業者の人件費は、計画時点の見込ではなく、実態の従事率をもとに、当該委託研究開発に該当する部分の人件費を人件費精算書及び作業日誌により適切に按分の上、計上してください。

※証拠書類について

- ・人件費の計上にあたっては、出勤簿、タイムカード、雇用契約書・人事発令書、労働条件通知書、支給額明細書、支払証明書（領収書、銀行振込の明細）、賃金基準表、就業規則、給与規程等及び会計伝票又はこれらに類する書類を研究開発機関において整備・保管してください。また、下記に記載のとおり、【提出書類】として、書類（写し）を提出していただきます。なお、【保管書類】についても、書面調査又は実地調査において、書類（写し）の提出・提示を求める場合があります。証拠書類の詳細については、以下の証拠書類一覧を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/download/2022/2022s302betsu.pdf>

【提出書類】

- 雇用条件を証する書類（労働契約書、労働条件通知書、同等の覚書、辞令または従事証明書）〈対象：直接雇用者、派遣社員〉
- 作業月報〈対象：直接雇用者、派遣社員〉
- 作業日誌〈対象：直接雇用者、派遣社員〉
- 勤怠管理書類（出勤簿、タイムカード等）〈対象：直接雇用者、派遣社員〉
- 支給額を証する書類（支給明細書等）〈対象：直接雇用者〉
- 人件費精算書〈対象：直接雇用者、派遣社員〉

- 請求書〈対象：派遣社員〉
- 出金を証する書類（振込明細書等）〈対象：直接雇用者、派遣社員〉

【保管書類】

- 就業・人件費に係る社内規程〈対象：直接雇用者〉
- 社内の意思決定文書（支出決議書等）〈対象：直接雇用者、派遣社員〉
- ※ 保管書類の提出は必須としておりませんが、JST が求める場合には提出していただく必要があります。
- ※ 保管書類については、人事情報である等の理由により研究開発実施部署で保管せず、人事部等で保管していただいても結構ですが、実地調査等の要請があった場合には閲覧できるようにしておいてください。
- ※その他の留意事項
 - ・ 研究機関において定められている基準勤務時間内での研究実施を原則とし、超過勤務が必要となる場合であっても必要最小限となるよう留意してください。
 - ・ 人件費には各種手当、法定福利費を含むことができます。
 - ・ 委託研究契約期間外の人件費は計上できません。

Q33 企業等機関が自己資金で支出できる人件費の範囲は？

A33 委託研究開発費で認めるものの他、企業責任者及び主たる研究分担者についても、本課題に従事した実態に見合った人件費を計上可能です。（計画時の従事見込みではなく、実際に本研究開発に従事した割合に基づき、計上することが可能です。）また、研究開発機関において、計上の根拠資料を作成・保管していただく必要があり、人件費精算書や作業日誌等を提出いただき、従事実態を確認できることが必要です。

Q34 「不課税取引等にかかる納付消費税」とは何か。

A34 委託研究開発契約は、消費税法上の「役務の提供」に該当するため、委託研究開発費の全額が消費税及び地方消費税（以下「消費税」）の課税対象となります。
委託研究開発費を物品調達などの課税取引だけでなく、人件費や海外旅費などの不課税取引等に支出する場合、JST から受け取る消費税額と、各機関において支払う取引に含まれる消費税との差額が生じ、その差額に相当する消費税を各機関より税務処理

にて国へ納付することになります。

このため、直接経費により執行された不課税取引等に係る消費税相当額について、直接経費に計上することが出来ます。ただし、免税事業者である場合は、消費税相当額を計上することはできません。

不課税取引等に係る消費税相当額を計上する際は、当該取引の予算費目に関係なく「その他」に計上してください。

なお、個々の取引実態を反映しない一定割合による消費税相当額の計上は認められません。（例えば、直接経費全体に対して、消費税相当分として定率を計上する、課税取引が一部含まれる旅費総額に消費税率を乗じるなど）

※不課税取引等として以下のような例があげられますが、課税区分判定については機関の取扱いに従って下さい。

- a. 人件費（うち通勤手当を除く）
- b. 外国旅費・外国人等招へい旅費（うち支度料や国内分の旅費を除く）
- c. その他、国外で消費する経費（国外の学会出席の際に国外に参加費を支払う場合や国外で発生する役務費など。）
- d. 内部取引での調達

Q35 企業責任者・主たる研究分担者の人件費以外で、直接経費として計上できない経費にはどのようなものがあるか。

A35 以下のとおりです。

- ・当該委託研究開発の研究目的及び趣旨に合致しないもの
- ・間接経費としての使用が適当と考えられるもの（通常の企業会計における一般管理費に該当するもの（管理部門人件費等）は間接経費に含まれます）
- ・「敷金・保証金」等であらかじめ戻入となることが予定されているもの
- ・「特許関連経費（出願料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用、翻訳費用等）」、「学会年会費」等で研究開発機関や研究開発参加者の権利となるもの

※なお、特許関連経費（出願、審査にかかる経費）については、2018 年度採択課題から、大学等に限り一定の条件を満たすことで直接経費からの支出が可能です。詳しくは「6.3.1 研究開発費（直接経費）」をご覧ください。

- ・その他、委託研究開発費の精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの

Q36 企業について、取得物品のうち、取得価額 50 万円以上かつ使用可能期間が 1 年を超えるものは、JST 帰属の資産として JST に報告し、研究終了後は有償賃貸借や買い受けが必要とのことだが、研究終了に際し、JST へ返却し買い受けないことは可能か。

A36 JST に返却されたとしても使用の可能性は限りなく低いため、研究期間終了後、取得物品および提供物品のうち JST 帰属の有形固定資産については、引き続き本研究の応用等の目的に使用されることを前提に、原則として一定の貸借期間（有償）を経て、耐用年数経過後に買い取りいただくこととしております。

Q37 企業について、取得物品買い受けの額を事前に確認することは可能か。

A37 JST の物品売却の前提となる評価額の具体をお示しすることはできませんが、取得価額の 5%相当額を下回ることはなく、取得の時期にもより増減しますが、4 年間の有償賃貸借後の買い受けの場合、取得価額のおおよそ 5~10%程度になるものと認識ください。

Q38 企業について、試作品や試作装置は、どのような事務処理が必要か。

A38 委託研究開発費（直接経費）で調達した試作品のうち、有形で一構成単位が税込み 50 万円以上のものについては、各事業年度末／研究開発終了時に、「試作品取得報告書」を提出していただきます。

Q39 企業の委託研究開発費の支出に関し、研究に必要なものを法人の子会社、また自社内に発注し、委託研究開発費で支払って良いか。研究参画機関から調達を行うことは可能か。同様に、自己資金の場合は認められるのか。

A39 100%子会社等または自社から物品・役務の調達を行う場合は、複数者からの見積り合わせに含めることにより他者よりも安価であれば委託研究開発費からの支出が可能です。何らかの理由により見積り合わせが実施できない場合には、選定理由書の作成と利益排除をしていただくことを条件に、委託研究開発費での支出が可能です。研究参画機関から調達を行う場合は、利益排除等の措置を行うことが望ましいと考えられますので、事前に JST へご相談ください。

1 契約が税込み 100 万円未満の場合は、利益排除手続きを省略することも可能ですが、自社内での調達については金額の多寡に関わらず利益排除を行ってください。

自己資金についても同様です。

- ・ 100%子会社等または自社から調達を行う場合、2 者以上（100%子会社等または自社を含まない）による競争の結果、対象機関からの調達額が他者以下となる場合は、利益排除は不要です。
- ・ 利益排除を行っている場合には、算出根拠を明らかにした書類を整備し提出していただきます（様式任意）。
- ・ 対象機関から役務の調達を行う場合は、以下の要件をいずれも満たす必要があります。
 - i) 自社からの調達の場合は、当該役務を行う者が研究者等の所属する部署以外に属する者であること
 - ii) 仕様等により作業内容が明確であるとともに、作業内容に研究開発要素を含まないこと

※研究開発要素を含む作業を自社の研究者等に依頼する場合は、当該研究者等を全体研究開発計画書上の研究参加者として登録の上、必要に応じて人件費等の経費を計上してください。

（委託研究開発費の支払い）

Q40 委託研究開発費は、どのように支払われるのか。

A40 企業については、原則として各年度、四半期毎に概算支払いさせていただきます。具体的には、年次研究計画として作成された経費計画に基づき、当該四半期の支払いに必要と見込まれる額を当該四半期の期初に請求いただき、お支払いします。

ただし、契約締結前、又は契約期間中に行われる事務管理体制及び財務状況等に係る調査・確認の結果、以下に記載する JST 指定の支払い方法（特に JST が指定する支払い方法）とする場合があります。

「特に JST が指定する支払い方法」については、事業年度毎に決定し、前年度中に対象となる研究開発機関に通知を行うこととしますが、研究開発費の支出状況報告が期日までに提出されない場合や、研究開発費の支出状況を JST が確認した際に、四半期

毎の所要額と実際の支払いとに大きく乖離が見受けられる場合には、年度の途中であっても、「特に JST が指定する支払い方法」に変更する場合があります。

(実施管理)

Q41 実施管理は、どのように行われるのか。

A41 JST は、研究開発の期間中、PO 等による進捗状況管理等を行います。企業責任者及び共同研究チームは、これに対し必要な書類の提出、調査（現地調査を含む。）にご協力いただきます。また JST と委託契約を締結した機関は、支出を受けた研究開発費についての報告を定期的又は随時提出する必要があります。

(研究開発計画の変更)

Q42 研究開発期間中に研究開発計画を変更したい場合はどうすればよいか。

A42 研究開発期間中に研究開発計画の変更が必要となった場合は、速やかに JST にご相談ください。

(研究成果等の報告及び発表)

Q43 研究開発成果等についてどのような報告書を作成しなければならないのか。

A43 企業責任者には完了報告書を提出していただきます。受託機関には契約関連の各報告書を提出していただきます。

Q44 成果の発表とは、具体的にどのようなことをしなければならないのか。

A44 研究開発により得られた成果については、知的財産に注意しつつ国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、積極的に成果の公開・普及に努めてください。また、研究開発終了後に、得られた成果を、必要に応じ発表していただくことがあります。なお、新聞、図書、雑誌論文等による成果の発表に際しては、事前に JST へ連絡を行うとともに、本事業による成果であることを必ず明記し、公表した資料については JST に提出してください。

(評価)

Q45 研究期間が終了した時に達成されていなければならないことは何か。

A45 顕在化したシーズの実用化検証の結果（例：デバイス試作等）が示され、イノベーション創出の鍵となるものの開発のための中核技術等が構築されること、又は中核技術等の構築に資する成果（例：中核技術等の構築の障壁となる技術的リスクの低減等）が得られることを目標としています。

(研究開発の中止)

Q46 研究開発を途中で中止することはできるか。

A46 天災、その他のやむを得ない事由がある場合以外は、実施機関の都合により途中で研究開発を中止することはできません。実施機関の都合により中止する場合、支出した研究開発費の返還を求める場合があります。なお、研究開発期間中、JST が研究開発の進捗状況、成果等を勘案し、研究開発の中止を判断することがあります。

(研究期間終了後の開発研究)

Q47 研究開発で得られた成果の展開について、JST はどのように考えているか。

A47 引き続き実用化に向けた研究開発を進めていただくことをお願いします。A-STEP の「実装支援」等の制度を活用していただき、製品化や事業化を進めていただくことができます。

(成果の実施状況報告)

Q48 研究開発終了後、調査はあるのか。

A48 研究開発終了後、追跡調査（フォローアップ）を行います。その他必要に応じて、実用化進捗状況の調査にご協力いただきます。

研究成果展開事業

研究成果最適展開支援プログラム

A-STEP

2023 年度

産学共同（育成型）課題提案書

【提案書記入にあたっての注意事項】

- 本文のフォントサイズは【10 ポイント以上】を厳守してください。
- 提案書中の例示・注釈文（ピンク文字）の指示に従ってください。応募時には例示・注釈文は削除してください。
- 本注意事項は提出時に削除してください。
- ファイルの容量はなるべく 10MB 以内で作成してください。
- 締切後の書類の修正は、一切認めません。

上記の注意事項が守れていない提案は、不受理、ないし、不採択となる場合があります。

基本情報

研究開発課題名 (英語表記)		
A-STEP 分野	●●分野 ※公募要領「3.2.1 対象分野について」を参照の上、必ず1つ選択してください。	
総合知を活用する提案 (注1)	<input type="checkbox"/>	
研究開発期間	2023年10月1日 ～●●●●年3月31日 (●年6ヶ月) ※西暦で記載してください。※終了日は年度末(3月31日)となります。	
研究開発費	総額：●●千円 (直接経費：●●千円、間接経費：●●千円)	
研究責任者 氏名 (注2)	(フリガナ)	
	(漢字等)	
所属機関名		
部署名		
職名		
主たる研究分担者 氏名 (注3)	(フリガナ)	
	(漢字等)	
所属機関名		
部署名		
職名		

(注1) 提案内容が「総合知」、および、その特性を活かした提案である場合は、チェックをしてください。総合知の考え方については、内閣府総合知ポータルサイト (<https://www8.cao.go.jp/cstp/sogochi/index.html>) をご参照ください。

(注2) 大学等が複数参画することは可能ですが、課題提案者となるのは代表機関1機関です。

(注3) 主たる研究分担者とは、研究責任者の所属機関以外に参画する研究開発機関における研究開発の責任者です。複数の研究開発機関が参画する場合は表を追加してください。

(注4) 応募に当たっては、参画するすべての研究開発機関で本提案に関する事前の了解が得られていることが必要です。了解が得られていない場合、採択が取り消されることがあります。

1 課題概要（公開用）

- ※ 課題提案の内容全体が分かるように、300字以内で記述してください。
- ※ 本項目は図、表の使用は不可です。
- ※ 課題提案が採択された場合、原則としてJSTプロジェクトデータベース (<https://projectdb.jst.go.jp/>) において公開されますのでご注意ください。
- ※ 本項目の内容を e-Rad の「研究概要」欄にそのまま転記してください。

2 背景・目的

- ※ 本提案の背景となる社会的・経済的課題、および本提案の目的を記述してください。
- ※ 本項目は1000文字以内で記述してください。
- ※ 本項目の内容を e-Rad の「研究目的」欄にそのまま転記してください。

3 技術シーズ

- ※ 本項目は、選考の観点「技術シーズの新規性・優位性」に主に対応しています。
- ※ 本項目は2ページ以内で記載してください。
- ※ 本項目では、必要に応じて図表・写真等を使用して簡潔に記載してください。

(1) 技術シーズの内容・特徴・関連する研究成果

- ※ 本提案シーズとなる知的財産権や、関連論文等に関し、研究の背景、内容、特徴（独創性、新規性、現時点での課題）を、必要に応じて図・表を用いて記載してください。

(2) 競合技術

- ※ 本提案シーズが関係する分野の研究開発動向について簡潔に記載するとともに、本提案シーズと競合技術の比較を行なってください。

4 イノベーションインパクト

- ※ 本項目は、2ページ以内で作成ください。
- ※ 本項目は、選考の観点「イノベーションインパクト」に主に対応しています。
- ※ 本項目では、必要に応じて図表・写真等を使用して簡潔に記載してください。

(1) 製品・サービスの内容

- ※ 研究成果の社会実装のアイデア・方向性（想定している製品・サービスの内容）を記載してください。
- ※ 実用化を目指す最終的な想定目標を記載してください。

(2) 製品・サービスの波及効果

- ※ 想定している製品・サービスがもたらす具体的な国内外の経済的・社会的影響やSDGs、カーボンニュートラル等の国際的な目標達成への貢献等について、市場の規模や、国民生活、環境に与える影響などの波及効果の視点も踏まえながら記載してください。

(3) 学術的波及効果

- ※ 技術シーズや、想定している製品・サービスがもたらす学術的波及効果について、関連研究分野の進展に対する貢献、新しい学問分野の開拓等の視点から記載してください。

(4) 提案におけるデジタル田園都市国家構想への貢献のポイント（該当者のみ）

- ※ 本提案のどのような点がデジタル田園都市国家構想に寄与するのか具体的に記載ください。

5 研究開発の目標

- ※ 本項目は、3 ページ以内で作成ください。
- ※ 本項目は選考の観点「研究開発の目標」に主に対応しています。
- ※ 本項目では、必要に応じて図表・写真等を使用して簡潔に記載してください。

(1) 課題終了時の到達点

※研究開発の到達点として、育成型の終了時における研究開発成果の内容、または達成技術目標を具体的（性能、機能、精度など定量的な数値も含め）に記載してください。

(2) 目標と実施構想

- ※ 「(1) 課題終了時の到達点」を達成するために必要な、具体的な目標を定めて下さい。
- ※ 目標の数値などが合理的であることを示す根拠も記載して下さい。
- ※ 目標を達成する上で障害となる問題点を抽出して下さい。
- ※ 問題点に対する解決策を記載して下さい。この解決策によって目標が達成されることがわかるよう、現状と目標を対比しながら明確に記載して下さい。また、可能な限り、解決策となりうる根拠（予備実験結果・データ等）を簡潔に示して下さい。
- ※ 目標数に応じて番号を増やして下さい。

①目標 1

内容

目標の根拠

問題点

解決策

②目標 2

内容

目標の根拠

問題点

解決策

(3) 課題終了後に想定する実施項目

- ※ 産学共同（育成型）が終了した後、必要と思われる実施項目について、その内容・目標・設定の時期（予定）を簡潔に記載してください。
- ※ 支援期間中に産学共同研究を開始することが可能な提案については、課題終了時における共同研究の構想について記載してください。
- ※ 実施項目数に応じて番号を増やして下さい。

①実施項目：

目標とその内容：●●●●●●・・・

設定の時期（予定）：20xx 年頃

②実施項目：

目標とその内容：●●●●●●・・・

設定の時期（予定）：20xx 年頃

6 研究開発の計画

- ※ 本項目は、選考の観点「研究開発の計画」に主に対応しています。
- ※ 本項目は、3 ページ以内で記載してください。
- ※ 本項目では、必要に応じて図表・写真等を使用して簡潔に記載してください。

(1) 具体的な研究開発計画

- ※ 研究開発項目名を簡潔に記載してください。また、「5 研究課題の目標」の「(2) 目標と実装構想」に記載した項目とも対応させて記載してください。
- ※ 各研究開発項目の担当機関、実施内容、達成目標は具体的に記載してください。
- ※ 各研究開発項目が対応する目標にどのように資するのかも含めて、実施内容を詳細に記載してください。
- ※ 項目数に応じて番号を増やしてください。

①研究開発項目名 (20xx～20yy 年度) (5. (2) ●に対応)

担当機関：○○大学

実施内容：

達成目標：

②研究開発項目名 (20xx～20zz 年度) (5. (2) ▲に対応)

担当機関：○○大学、△△研究所

実施内容：

達成目標：

(2)提案における総合知の活用ポイント (該当者のみ)

- ※ 基本情報にて、総合知を活用する提案にチェックを入れた場合、(1) 本提案で活用する総合知とその体制、(2) 総合知の活用により高まった本提案の価値を具体的に記載ください。
- ※ 実現を目指す技術や製品等が ELSI (倫理的・法規制的・社会的課題) 等への対応が必要な場合、総合知の観点からの対応計画を記載してください。

(1)本提案で活用する総合知とその体制

(2)総合知の活用により高まった本提案の価値

(3) 産学共同研究の体制構築に向けた活動方針

- ※ 想定する産業界・企業との共同研究体制を構築するための、訪問企業候補や本提案シーズの知財化スケジュールなどを記載してください。

(4) 研究サポート体制

- ※ 研究責任者の所属機関または TLO 等における、産学共同研究の体制構築に向けたサポート体制について記載してください。

(5) 推進アドバイザーへの要望

- ※ 産学共同研究の体制構築に向け、推進アドバイザーに期待するサポート内容について記載してください。
- ※ なお、実際の実施内容は採択後に協議の上決定させていただきますので、本項目に記載いただいた内容が全て実施されるとは限りません。

7 研究開発実施予定

(1) 研究開発実施予定表

No.	研究開発項目 6.(1)	対応する目標 5.(2)	実施内容 ※6.(1)に記載 の実施内容を 簡潔に	担当機関	年度		
					2023	2024	2025
1	①	①	○○○○○ ○○○○○ ○○○○○	A 大学		→ CP1	
2	②	②	○○○○○ ○○○○○ ○○○○○	A 大学		→	● CP2
3	③	①	○○○○○ ○○○○○ ○○○○○	A 大学 B 大学		→	↓
	③	③					
5			

※ チェックポイント (CP) とは「これが達成できないと次へ進めない」、「次へ進むべきではない」ポイントとしてご理解ください。

※ 「目標」は「5.(2)目標と実施構想」と、「研究開発項目」は「6.研究開発内容」に記載した項目と対応させて記載してください。

※ 時系列順に CP1、CP2、・・・としてください。

※ 研究開発項目、研究開発期間に応じてセルを追加または削除してください。

※ 「目標」は5. 研究開発の目標 (2) と、「研究開発項目」は6. 研究開発の計画 (1) に記載した項目と対応させて記載してください。

(2) チェックポイントの内容

CP	項目	達成時期	確認内容
CP1	(例) ○○システム の正当性確認	20xx 年 x 月	(例) ○○の条件で動作させたときの正当率が**%以上であることを●●計測により確認する。
CP2			

- ※ チェックポイントの確認内容は可能な限り定量的な内容としてください。
- ※ 応募時の想定として記載してください。採択後、産業界とのマッチングの結果等による変更は可能です。
- ※ (1) 研究開発実施予定表の CP1、CP2、・・・と対応させて記載してください。

8 研究開発費執行計画

(1) 委託研究開発費（JST 支出分）の合計（単位：千円）

- ※ 直接経費、間接経費の合計を研究開発機関毎に記載してください。
- ※ 金額は千円単位で記載してください。間接経費等で千円未満の金額が発生する場合は切り捨ててください。
- ※ 研究開発期間が2年度の場合は不要なセルを削除してください。

(単位：千円)

機関 \ 年度	2023	2024	2025	合計
●●大学	0	0	0	0
...	0	0	0	0
合計	0 (7,500千 円以内)	0 (15,000千 円以内)	0 (15,000千 円以内)	0

(2) 各機関の委託研究開発費 (JST 支出分) 執行計画

- ※ 研究開発機関が複数ある場合、機関毎に表及び主な用途を追加してください。
- ※ 費目及び年度毎に金額を記載してください。金額は千円単位とし、千円未満の金額は切り捨ててください。
- ※ 物品費で設備備品の調達を予定している場合は主な用途欄に記載してください。設備備品は取得価格が 50 万円以上かつ耐用年数が 1 年以上の物品を指します。
- ※ その他は、主に外注費、研究成果発表費用、機器リース費用等が含まれます。
- ※ 間接経費率（直接経費に対する間接経費の割合 (%)）は 30%を上限として整数で記載してください。
また、各年度一律としますので、用途などを考慮し、よく検討した上で間接経費率を設定してください。
なお、大学等公的研究機関、特に国立大学法人は直接経費の 30%の額とし、応募に際して間接経費を 30%未満の割合とする研究開発計画とする場合には、必ず機関の事務部門に問題のないことを確認してください。
- ※ 人件費は原則として、直接経費の総額（全研究開発機関・期間）の 50%以内とします。
- ※ 主たる研究分担者の人件費は委託研究開発費からの支出はできません。支出可能な人件費の詳細は公募要領の Q&A 31 をご覧ください。

<●●大学>

(単位：千円)

年度 費目	年度			
	2023	2024	2025	合計
I 物品費	0	0	0	0
II 旅費	0	0	0	0
III 人件費	0	0	0	0
IV その他	0	0	0	0
直接経費(I ~IV)小計	0	0	0	0
間接経費 (間接経費率 ●●%)	0	0	0	0
直接経費・間接経費の 合計	0	0	0	0

<主な用途> (記載例)

- 物品費 : ~計測装置 (○○○○千円、20xx 年度)、~機器 (○○○○千円、20yy 年度)、~装置試作 (○○○○千円、20zz 年度)
- 人件費 : ポスドク研究員○名 (○○○○千円、20xx 年度)
ポスドク研究員○名 (○○○○千円、20yy 年度)
- その他 : ~測定 外注 (○○○○千円、20zz 年度)

9 研究開発の体制

参加者リスト

担当 (注1)	氏名	所属機関 部署・職	現在の専門 学位（最終学歴） 役割分担	研究経費 (千円) (注2)	エフォート (%) (注3)
研究責任者	▲▲ ▲▲ (19xx・男) ※研究責任者のみ生年 (西暦)	▲▲大学 ▲▲学部 教授	19XX年○月～大学大学院～研究科 修了	xx,xxx	xx%
			課題全体の統括 研究開発項目◎における～の 主担当として～を行う		
主たる研究分担者	■ ■ ■ ■	■ ■ 大学 ■ ■ 学部 准教授	19XX年○月～大学大学院～研究科 修了	y,yyy	yy%
			■ ■ 大学における責任者 研究開発項目◎における～ の主担当として～を行う		
参加者	△△ △△	▲▲大学 ▲▲学部 研究員	19XX年○月～大学大学院～研究科 修了	-	zz%
			研究開発項目◎における～ の主担当として～を行う		
参加者	□□ □□	■ ■ 大学 ■ ■ 学部 リサーチ・アシスタント	20zz年○月～大学大学院～研究科 修了	-	nn%
			研究開発項目◎における～ の副担当として～を行う		

計 ●●名	研究経費合計	●●	
-------	--------	----	--

- (注 1) 研究責任者、主たる研究分担者、参加者の順に記載してください。参加者とは、研究責任者、主たる研究分担者以外の方になります。参加者がまだ決まっていない場合は氏名欄を「研究員」、「ポスドク」、「大学院生」等とし、役割分担を記載してください。
- (注 2) 研究責任者、主たる研究分担者については、その所属機関に対して JST が支出する委託研究開発費の総額を記入してください。
- (注 3) エフォートは、研究者の全仕事を 100%として、当該研究開発の実施に必要とする時間の配分割合をパーセントで記載してください。研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事を指します。
- (注 4) 単独もしくは複数の大学等のみからなる研究開発チームで実施していただきます。「大学等」とは、大学、高等専門学校、公的研究開発機関、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人または一般社団法人をいいます。ただし、一般財団法人、一般社団法人は、以下をすべて満たすものが対象です。
1. 旧制公益法人から移行したものであること
 2. 非営利型法人であること
 3. 定款に事業として「研究」を含むこと

10 研究費の応募・受入等の状況・エフォート

研究責任者及び主たる研究分担者が現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的研究費制度やその他の研究助成等（民間財団・海外機関を含む）^(注) について、研究課題ごとに、研究課題名、研究期間、役割、本人受給研究費の額、エフォート等を記入してください。募集要項「7.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」もご参照ください。また、「エフォート」は、年間の全仕事時間(研究やマネジメント活動の時間のみならず、営利事業や非営利事業に関する活動・教育・医療活動等を含む)を100%とした場合、そのうち当該業務の実施に予定している時間の配分率(%)をご記載ください。

(注) 応募に当たっては、「統合イノベーション戦略 2020」において「外国資金の受入について、その状況等の情報開示を研究資金申請時の要件」とすることとされたことを踏まえ、令和3年度公募より、「他制度での助成等の有無」（事業によっては「研究費の応募・受入等の状況」）の様式に海外からの研究資金についても記入することを明確にしています。国内外を問わず、競争的研究費のほか、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費などの研究資金について全て記載してください。

- ※ 研究責任者及び主たる研究分担者毎に以下の表を作成してください。
- ※ 2023年度の研究費については該当者本人が受給する金額を記載してください。
- ※ JSTの資金配分を受ける機関それぞれの代表者は、「14 利益相反マネジメントにかかる申告書」での申告対象となります。
- ※ 研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下の通り扱います。
 - 応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ）の提出を求めます。
 - ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
 - 所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

研究責任者氏名：○○ ○○

所属機関名：○○ ○○

(1a) 研究責任者が現在応募中の研究費（直接経費）

通し番号	資金制度・研究費名（研究期間・配分機関等名）	課題名（研究代表者氏名）	役割（代表・分担等の別）	申請に係る所属・役職	2023年度の経費（期間全体の総額）【直接経費を記入】	応募・実施状況（応募中の場合はその結果判明予定時期を記載）	エフォート(%)
1	【本事業】 A-STEP 産学共同(育成型)(2023~20xx年度)	研究開発課題名 (提案者名)	分担			応募中 (9月判明)	XX
2	JSPS 科学研究費補助金	xxによる◇◇の	代表	○○大学 大	X百万円	応募中	5

課題提案書 A-STEP 産学共同(育成型)

	基盤研究(A) (2023.4~2027.3)	研究 (○○○○)		学院○○研 究科 教授	(総額 XX.X 百万円)	(10月判明)	
3							

●現在応募中の研究課題と、本事業で提案する研究開発課題との関連性及び相違点

応募中の課題と本提案との関連性・相違点について、通し番号を引用しながら説明してください。本提案とすべての課題との関連性・相違点の記載を行ってください。本事業以外への応募がない場合には記入不要です。

(2a) 研究責任者が現在受給中（採択され、受け入れ予定の状態のものを含む）の研究費（直接経費）

通し 番号	資金制度・研究費名（研究期間・配分機関等名）	課題名 （代表者氏名）	役割 （代表・分担等の別）	申請に係る所属・役職	2023年度 の経費 （期間全体の 総額） 【直接経費 を記入】	エフ オー ト （%）
1	JSPS 科学研究費補助金 基盤研究(S) (2018.4~2023.3)	××による◇◇の研究 (○○○○)	代表	○○大学 大学 院○○研究科 教授	X百万円 (総額 XX.X 百万円)	10

●現在受給中の研究課題と、本事業で提案する研究開発課題との関連性及び相違点

受給中の課題と本提案との関連性・相違点について、通し番号を引用しながら説明してください。なお、本提案とすべての課題との関連性・相違点の記載を行ってください。

(3a) 研究責任者のその他の活動

機関	役職	活動内容	エフ オー ト （%）

△△株式会社	顧問	研究開発の指導	2

主たる研究分担者氏名：○○ ○○

所属機関名：○○ ○○

(1b) 主たる研究分担者が現在応募中の研究費（直接経費）

通し番号	資金制度・研究費名（研究期間・配分機関等名）	課題名（研究代表者氏名）	役割（代表・分担等の別）	申請に係る所属・役職	2023年度の経費（期間全体の総額）【直接経費を記入】	応募・実施状況（応募中の場合はその結果判明予定時期を記載）	エフォート（%）
1	【本事業】 A-STEP 産学共同(育成型)(2023~20xx年度)	研究開発課題名 (提案者名)	分担			応募中 (9月判明)	XX
2	JSPS 科学研究費補助金 基盤研究(A) (2023.4~2027.3)	××による◇◇の研究 (○○○○)	代表	○○大学 大学院○○研究科 教授	X百万円 (総額 XX.X百万円)	応募中 (10月判明)	5
3							

●現在応募中の研究課題と、本事業で提案する研究開発課題との関連性及び相違点

応募中の課題と本提案との関連性・相違点について、通し番号を引用しながら説明してください。本提案とすべての課題との関連性・相違点の記載を行ってください。本事業以外への応募がない場合には記入不要です。

(2b) 主たる研究分担者が現在受給中（採択され、受け入れ予定の状態のものを含む）の研究費（直接経費）

通し番号	資金制度・研究費名（研究期間・配分機関等名）	課題名（代表者氏名）	役割（代表・分担等の別）	申請に係る所属・役職	2023年度の経費（期間全体の総額）【直接経費を記入】	エフォート（%）
1	JSPS 科学研究費補助金 基盤研究(S) (2018.4~2023.3)	××による◇◇の研究 (○○○○)	代表	○○大学 大学院○○研究科 教授	X百万円 (総額 XX.X百万円)	10

●現在受給中の研究課題と、本事業で提案する研究開発課題との関連性及び相違点

課題提案書 A-STEP 産学共同(育成型)

受給中の課題と本提案との関連性・相違点について、通し番号を引用しながら説明してください。なお、本提案とすべての課題との関連性・相違点の記載を行ってください。

(3b) 主たる研究分担者のその他の活動

機関	役職	活動内容	エフ オー ト (%)
△△株式会社	顧問	研究開発の指導	2

11 関連文献等リスト

- ※ 以下、(1)、(2)、(3) に分けて記載してください。
- ※ 特許の場合は特許番号（または公開番号、出願番号）・発明者・発明の名称・特許権者（または出願人）の状況を記載
- ※ 論文の場合は著者、発表論文名、掲載誌、巻号・ページ・発表年を記載

(1) 技術シーズの詳細が分かる資料リスト

- ※ 本リストのうち主な 3 点以内を応募時に添付資料としてアップロードしてください。

(2) 競合技術との比較説明に引用した、競合技術の特許・論文リスト

- ※ 本リストの文献は添付不要です。

(3) 技術シーズに関連する競争的研究費等の実績

- ※ 技術シーズに関連する競争的研究費等の実績がある場合は、技術シーズの起点となった支援及びその他本提案に関連の高い代表的支援を最大 3 点まで記載してください。また、その事後評価結果がウェブサイト等に掲載されている場合はその URL を記載してください。

	制度名	事業名	実施期間 (年度・西暦)	課題名 (実施者名) (代表、分担の別)	本提案シーズとの関連性	事後評価結果
JST事業	記載例：戦略的創造研究推進事業	記載例：さきがけ	19ww～ 20zz	○○○ (△△ △△) (代表/分担)		https:// www....
	○○○○	○○○	19ww～ 20zz	○○○ (△△ △△) (代表/分担)		https:// www....
その他	記載例：科研費	記載例：基盤B		○○○ (△△ △△) (代表/分担)		

12 専門用語等の説明

- ※ 本課題提案書で使用している業界用語、専門用語及び略号等の特殊用語のうち、研究を総合的に理解する上で必要と思われるものについて、わかりやすく、簡単に説明してください。
- ※ 特にない場合は空欄でかまいません。

用語	説明

13 倫理面への配慮

倫理面への配慮が必要な研究	<input type="checkbox"/> 該当する ・ <input type="checkbox"/> 該当しない
<p>※ 個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査・行動調査(個人履歴・映像を含む)、提供を受けた試料の使用、人の活動を制御したうえでのデータ採取、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組み換え実験、動物実験等に該当する研究を計画している場合、法令・指針等に基づく適切な措置が講じられているか、倫理面・安全面において問題はないか等について判断するためのものです。以下の事項について1ページで記入してください。</p> <p>(1) 提案する課題の内容が、上記の研究に該当するとの疑義を受ける恐れがある場合、又これらに関連する研究が計画されている場合は、各指針等との関係、倫理面・安全の確保面において講じべき措置と対応状況、特に問題がないと判断した場合には、その理由等について具体的に記入してください。</p> <p>(2) 動物その他を用いる計画がされている場合は、各指針等に基づく国の確認等の適合状況、動物等を科学上の利用に供する場合の配慮状況、特に問題がないと判断した場合には、その理由等について具体的に記入してください。</p>	

14 利益相反マネジメントにかかる申告書

- ※ 公募要領の「5.3 利益相反マネジメントの実施」に基づき、申告していただくものです。記載にあたっては必ず該当箇所を参照してください。
- ※ 本項目の「研究開発担当者」とは、研究責任者と主たる研究分担者を指します。
- ※ 公募期間中に、選考に関わる者の所属及び氏名を、A-STEP 公募のウェブサイト上に公開します。公正な評価が保証されないと課題提案者が判断する選考に関わる者がいる場合は、下記にその該当者の所属、氏名と理由を記載することができます。もし、選考に関わる者について懸念点等ある場合は、A-STEP 募集担当窓口にお問い合わせください。
A-STEP 募集担当窓口：a-step[at]jst.go.jp (E-mail)

↓ すべての項目に関して該当しない場合はこちらを選択してください。↓

以下のすべての項目に関して、該当なし。

- (1) 研究開発担当者と本課題提案の参画機関との関係について
 - (1-1) 研究開発担当者等の研究開発成果を基に設立された機関
 - (1-2) 研究開発担当者等が役員をしている機関
 - (1-3) 研究開発担当者が株式を保有している機関
 - (1-4) 研究開発担当者が実施料収入を得ている機関
- (2) 研究開発担当者と選考期間中に選考に関わる者
- (3) JST が出資する機関の参画
- (4) 提案する技術シーズの権利を JST が保有し、JST からライセンスしている機関の参画

上記いずれかに該当する場合は以下に内容を記載してください

No.	該当者氏名	該当機関名	該当する上記番号
1			
2			

「該当する上記番号」が(2)の場合、以下にその理由を記載してください

No.	理由
1	
2	

研究成果展開事業

研究成果最適展開支援プログラム

A-STEP

2023 年度

産学共同（本格型）課題提案書

【提案書記入にあたっての注意事項】

- 本文のフォントサイズは【10 ポイント以上】を厳守してください。
- 提案書中の例示・注釈文（ピンク文字）の指示に従ってください。応募時には例示・注釈文は削除してください。
- 本注意事項は提出時に削除してください。
- ファイルの容量はなるべく 10MB 以内で作成してください。
- 締切後の書類の修正は、一切認めません。

上記の注意事項が守れていない提案は、不受理、ないし、不採択となる場合があります。

基本情報

研究開発課題名 (英語表記)		
A-STEP分野	第●分野 ※公募要領「4.2.1 対象分野について」を参照の上、必ず1つ選択してください。	
総合知を活用する提案 (注1)	<input type="checkbox"/>	
研究開発期間	2023年10月1日 ～●●●●年3月31日 (●年6ヶ月) ※西暦で記載してください。 ※終了日は年度末 (3月31日) となります。	
研究開発費 (JST支出分)	総額：●●千円 (直接経費：●●千円、間接経費：●●千円)	
企業責任者 氏名 (注2)	(フリガナ)	
	(漢字等)	
所属機関名		
部署名		
職名		
研究責任者 氏名 (注2)	(フリガナ)	
	(漢字等)	
所属機関名		
部署名		
職名		
主たる研究分担者 氏名 (注3)	(フリガナ)	
	(漢字等)	
所属機関名		
部署名		
職名		

(注1) 提案内容が「総合知」、および、その特性を活かした提案である場合は、チェックをしてください。総合知の考え方については、内閣府総合知ポータルサイト (<https://www8.cao.go.jp/cstp/sogochi/index.html>) をご参照ください。

(注2) 企業、大学等がそれぞれ複数参画することは可能ですが、課題提案者となるのは企業の代表機関、大学等の代表機関それぞれ1機関ずつです。

(注3) 主たる研究分担者とは、企業責任者及び研究責任者の所属機関以外に参画する研究開発機関における研究責任者です。複数の研究開発機関が参画する場合、表を追加してください。

(注4) 応募に当たっては、参画するすべての研究開発機関で本提案に関する事前の了解が得られている必要があります。了解が得られていない場合、採択が取り消されることがあります。

1 課題概要 (公開用)

- ※ 課題提案の内容全体が分かるように、300字以内で記述してください。
- ※ 本項目は図、表の使用は不可です。
- ※ 課題提案が採択された場合、原則としてJSTプロジェクトデータベース (<https://projectdb.jst.go.jp/>) において公開されますのでご注意ください。
- ※ 本項目の内容をe-Radの「研究概要」欄にそのまま転記してください。

2 背景・目的

- ※ 本提案の背景となる社会的・経済的課題、および本提案の目的を記述してください。
- ※ 本項目は1000文字以内で記述してください。
- ※ 本項目の内容をe-Radの「研究目的」欄にそのまま転記してください。

3 イノベーションインパクト

- ※ 本項目は、2ページ以内で作成ください。
- ※ 本項目は、選考の観点「イノベーションインパクト」「ビジネスメリット」に主に対応しています。
- ※ 本項目では、必要に応じて図表・写真等を使用して簡潔に記載してください。

(1) 最終的に目指す製品・サービス等の具体的な内容

- ※ 目指す製品・サービス等が求められる背景を説明した上で、その内容を具体的に記載してください。

(2) 製品・サービス等の分析とそれらが上市された際の波及効果

- ※ 目指す製品・サービス等の新規性、優位性について、既存、競合、および類似の製品・サービス等と比較して具体的に記載してください。
- ※ 目指す製品・サービス等がもたらす経済的影響について、市場の規模・成長性、事業規模、市場シェア、波及効果等の視点から具体的に記載してください。
- ※ 目指す製品・サービス等がもたらす国内外の経済・社会的影響、SDGs、カーボンニュートラル等の国際的な目標達成への貢献等について、国民生活、環境に与える影響等の視点も踏まえながら記載してください。
- ※ また、予想される事業化リスクについても具体的に記載してください。

(3) 提案におけるデジタル田園都市国家構想への貢献のポイント（該当者のみ）

- ※ 本提案のどのような点がデジタル田園都市国家構想に寄与するのか具体的に記載ください。

4 技術シーズ

- ※ 技術シーズについて、主たるものを最大3点まで記載してください。
- ※ 本格型における技術シーズとは原則として特許等の知的財産権（出願・申請済みを含む）を示します。
- ※ 技術シーズが知的財産権である場合は、〈技術シーズとなる知的財産権〉欄と4（1）以降の両方に記載してください。
- ※ 技術シーズが知的財産権ではない場合、〈技術シーズとなる知的財産権〉欄への記載は不要ですが、4（1）以降に詳細を記載し、技術シーズの内容を特定してください。競争優位性を確保するために今後の知的財産権を確立する計画や、戦略（ノウハウによる秘匿化等）は「5 知的財産戦略」に記載してください。
- ※ 次項目以降で、本提案書内で技術シーズとなる知的財産権を参照する場合は、知的財産権1、知的財産権2、知的財産権3、と記載してください。
- ※ 記載いただいた知的財産権については、出願・申請及び詳細が分かる書類（出願届、明細書等）の提出（e-Rad へのアップロード）を必須とします。課題提案者の判断により提出しない場合、技術内容の詳細が不明であることを理由に審査上不利を被る可能性があることをご了承ください。
- ※ 本項目は、選考の観点「技術シーズの新規性・優位性」に主に対応しています。
- ※ 本項目では、必要に応じて図表・写真等を使用して簡潔に記載してください。

〈技術シーズとなる知的財産権〉

- ※ 知的財産権の種類はいずれかを選択してください。
- ※ 知的財産権の名称は発明、ソフトウェア、回路配置、登録品種の名称を記載してください。
- ※ 特許化されていないソフトウェアに関して、公開している場合は URL を公開先に記載してください。

【知的財産権 1】

知的財産権の種類：特許・ソフトウェア・回路配置・登録品種

知的財産権の名称：

出願・申請番号：

登録番号：

発明者等（全員記載）：

出願人、申請者、権利者等（全て記載）：

公開先（URL）：

【知的財産権 2】

知的財産権の種類：特許・ソフトウェア・回路配置・登録品種

知的財産権の名称：

出願・申請番号：

登録番号：

発明者等（全員記載）：

出願人、申請者、権利者等（全て記載）：

公開先（URL）：

【知的財産権 3】

知的財産権の種類：特許・ソフトウェア・回路配置・登録品種

知的財産権の名称：

出願・申請番号：

登録番号：

発明者等（全員記載）：

出願人、申請者、権利者等（全て記載）：

公開先（URL）：

(1) 技術シーズの内容・特徴

- ※ 技術シーズとなる知的財産権や、関連論文等に関して、その背景、内容、特徴を、必要に応じて図・表を用いて記載してください。
- ※ 3.(1)で記載した、目指す製品・サービス等の実現に向けて、本技術シーズがどのように寄与するかも具体的に説明してください。
- ※ 技術シーズとなる知的財産権以外で、本提案書内で参照した知的財産権・文献名等は「13 関連文献等リスト」に記載してください。

(2) これまでに得られている研究開発成果

- ※ (1)で記載した技術シーズに関して、これまでに得られている研究開発成果では、どのような条件でどのような結果を得ているのか等、図・表等の実験データとともに定量的・具体的に記載してください。

(3) 競合技術

- ※ 技術シーズが関係する分野の研究開発動向について詳細に記載するとともに、本技術シーズと競合技術との比較を行なってください。
- ※ 競合技術に関する知的財産権・論文等の内容を引用記載しながら説明してください。参照した知的財産権・論文等は「13 関連文献等リスト」に記載してください。

5 知的財産戦略

- ※ 目指す製品・サービス等の競争優位性を確保するための知的財産戦略を具体的に記述してください。
- ※ 先行技術調査等の結果を踏まえて、現在の状況、基本技術、周辺技術をどのように確保していくのか（知財化、秘匿化等）を記載してください。
- ※ 必要に応じて、パテントマップ等の図表を使用していただいても構いません。
- ※ 技術シーズが知的財産権ではない場合、競争優位性確保のために今後の知的財産権を確立する計画や、その他戦略（ノウハウによる秘匿化等）を記載してください。

6 研究開発の目標

- ※ 本項目は、2ページ以内で作成ください。
- ※ 本項目は、選考の観点「研究開発の目標」に主に対応しています。
- ※ 本項目では、必要に応じて図表・写真等を使用して簡潔に記載してください。

(1) 課題終了時の到達点

- ※ 研究開発の到達点として、本格型の終了時における研究開発成果の内容、または達成技術目標を具体的（性能、機能、精度等、定量的な数値も含め）に記載してください。
- ※ 達成した場合に、提案企業として公的資金あるいは提案企業の自己資金による開発継続が可能と判断できる目標となるように設定してください。

(2) 目標と実施構想

- ※ 「(1) 課題終了時の到達点」を達成するために必要な、具体的な目標を定めて下さい。また、その具体的な内容を記載してください。
- ※ 目標が合理的であることを示す根拠（何故その目標を選択したか、目標値の妥当性、等）も記載してください。
- ※ 目標を達成する上で障害となる問題点を抽出してください。
- ※ 問題点の解決策を記載してください。この解決策によって目標が達成されることがわかるよう、現状と目標を対比しながら明確に記載してください。また、可能な限り、解決策となりうる根拠（予備実験結果・データ等）を示してください。
- ※ 目標数に応じて番号を増やしてください。

①目標名：●●●●●●

内容：●●●●●●…

目標の根拠：●●●●●●…

問題点：●●●●●●…

解決策：●●●●●●…

②目標名：●●●●●●

内容：●●●●●●…

目標の根拠：●●●●●●…

問題点：●●●●●●…

解決策：●●●●●●…

7 研究開発内容

- ※ 機関毎に作成してください。複数の研究開発機関が参画する場合、大学等は(A)-1、(A)-2、…、企業等は(B)-1、(B)-2、…と付番し、ページを分けて記載してください。
- ※ 本項目は、5ページ程度で記載してください。
- ※ 本項目では、必要に応じて図表・写真等を使用して簡潔に記載してください。
- ※ 研究開発項目名を簡潔に記載してください。また、「6 研究開発の目標」の「(2) 目標と実施構想」にある目標のうち、関連するものの項番を記載してください。
- ※ 各研究開発項目の担当機関、実施内容、達成目標は具体的に記載してください。
- ※ 各研究開発項目が対応する目標にどのように資するのかも含めて、実施内容を詳細に記載してください。
- ※ 試作品の作成が研究開発内容に含まれる場合は、①目的、②用途、について記載してください。
- ※ 項目数に応じて番号を増やしてください。

(A)-1 大学等で実施する研究開発項目およびその内容（実施機関名： ○○大学）

(1) 研究開発項目名： ●●●●

関連する目標： 6.(2).●（対応する目標の項番を記載してください）

実施期間： 20xx年○月～20yy年○月（西暦で記載してください）

達成目標： ○○○○…

実施内容： ○○○○…

<機関数、項目数に応じて番号を増やしてください>

(2) 研究開発項目名： ●●●●

関連する目標： 6.(2).●（対応する目標の項番を記載してください）

実施期間： 20xx年○月～20yy年○月（西暦で記載してください）

達成目標： ○○○○…

実施内容： ○○○○…

(B)-1 企業で実施する研究開発項目およびその内容（実施機関名： 株式会社〇〇）

(1) 研究開発項目（タイトル）：●●●●

関連する目標： 6.(2).●（対応する目標の項番を記載してください）

実施期間：20xx年〇月～20yy年〇月（西暦で記載してください）

達成目標：〇〇〇〇…

実施内容：〇〇〇〇…

(2) 研究開発項目（タイトル）：●●●●

関連する目標： 6.(2).●（対応する目標の項番を記載してください）

実施期間：20xx年〇月～20yy年〇月（西暦で記載してください）

達成目標：〇〇〇〇…

実施内容：〇〇〇〇…

<機関数、項目数に応じて番号を増やしてください>

(C)-1 提案における総合知の活用ポイント

- ※ 基本情報にて、総合知を活用する提案にチェックを入れた場合、（1）本提案で活用する総合知とその体制、（2）総合知の活用により高まった本提案の価値を具体的に記載ください。
- ※ 実現を目指す技術や製品等が ELSI（倫理的・法規制的・社会的課題）等への対応が必要な場合、総合知の観点からの対応計画を記載してください。

(1) 本提案で活用する総合知とその体制

(2) 総合知の活用により高まった本提案の価値

(2) チェックポイントの内容

CP	チェックポイント項目	達成時期	確認内容
CP1	(例) ○○システムの正当性確認	20xx年△月	(例) ○○の条件で動作させたときの特性値が**以上であることを●●計測により確認する。
CP2		20yy年△月	
CP3		20zz年△月	
CP4		20ss年△月	
CP5		20uu年△月	

※ チェックポイントの確認内容は可能な限り定量的な内容としてください。

※ (1) 研究開発実施予定表の CP1、CP2、・・・と対応させて記載してください。

9 研究開発費執行計画

(1) 委託研究開発費（JST 支出分）の合計（単位：千円）

- ※ 研究開発期間に応じてセルを追加・削除してください。
- ※ 各機関の委託研究開発費（JST 支出分）を合計した金額を年度毎、費目毎に記載してください。
- ※ 研究開発期間に応じてセルを削除してください。
- ※ Ⅲ人件費・謝金の総額は、原則として直接経費総額の 50%以内になります。50%を超える場合はその理由を表の下に記載してください。
- ※ 金額は千円単位で記載してください。間接経費等で千円未満の金額が発生する場合は切り捨ててください。

(単位：千円)

費目	年度					合計
	2023	2024	2025	2026	2027	
I 物品費	0	0	0	0	0	0
II 旅費	0	0	0	0	0	0
III 人件費・謝金	0	0	0	0	0	0
IV その他	0	0	0	0	0	0
直接経費（I～IV）小計	0	0	0	0	0	0
間接経費	0	0	0	0	0	0
直接経費と間接経費の合計	0 (25,000 千円以内)	0 (50,000 千円以内)	0 (50,000 千円以内)	0 (50,000 千円以内)	0 (50,000 千円以内)	0

<人件費・謝金が 50%を超える理由> (該当する課題のみ)

(2) 大学等の委託研究開発費（JST 支出分）執行計画

- ※ 研究開発期間に応じてセルを追加・削除してください。
- ※ 費目及び年度毎に金額を記載してください。金額は千円単位とし、千円未満の金額は切り捨ててください。
- ※ 機関毎に表及び主な用途を追加してください。記載順、記載番号は「7 研究開発内容」と揃えてください。
- ※ 物品費で設備備品の調達を予定している場合は主な用途欄に記載してください。設備備品は取得価格が 50 万円以上かつ耐用年数が 1 年以上の物品を指します。
- ※ 「その他」は主に外注費、研究成果発表費用、機器リース費用等が含まれます。
- ※ 間接経費率（直接経費に対する間接経費の割合（%））は原則として 30%としてください（大学等の規則で規定されている場合を除く）。また、間接経費率は各年度一律で途中変更は出来ません。
- ※ 応募に際して、間接経費率を直接経費の 30%未満とする場合には、必ず所属機関の事務部門に問題のないことを確認してください。
- ※ 主な用途は年度毎に記載してください。設備備品に関してはどの研究開発項目で使用するか、対応する番号も記載してください。
- ※ 主たる研究分担者の人件費は委託研究開発費からの支出はできません。支出可能な人件費の詳細は Q&A【本格型】 Q31 をご覧ください。

(A)-1 : ●●大学

(単位：千円)

年度 費目	年度					合計
	2023	2024	2025	2026	2027	
I 物品費	0	0	0	0	0	0
II 旅費	0	0	0	0	0	0
III 人件費	0	0	0	0	0	0
IV その他	0	0	0	0	0	0
直接経費(I ~IV)小計	0	0	0	0	0	0
間接経費 (間接経費率●●%)	0	0	0	0	0	0
直接経費・間接経費の合計	0	0	0	0	0	0

<主な用途> (記載例)

物品費：○●計測装置（○●○●千円、20xx 年度、(A)-1-(1)で使用）
 △△機器（○●○●千円、20yy 年度、(A)-1-(2)で使用）

□□装置試作（○○○○千円、20zz 年度、(A)-1-(3)で使用）
 人件費：研究開発員○名（○○○○千円、20xx 年度）
 研究開発員○名（○○○○千円、20yy 年度）
 その他：◇◇測定 外注（○○○○千円、20zz 年度）

(3) 企業等の研究開発費（JST 支出分及び自己資金）執行計画及びマッチングファンド計

画

- ※ 研究開発期間に応じてセルを追加・削除してください。
- ※ 機関毎に表及び主な用途を追加してください。記載順、記載番号は「7 研究開発内容」と揃えてください。
- ※ 委託研究開発費（JST 支出分）及び自己資金のいずれも記載してください。
- ※ 委託研究開発費（JST 支出分）を使用しない場合でも、担当する研究開発項目の実施にあたり支出予定の自己資金の金額を記載してください。

(B)-1：●●株式会社

【JST 支出分】

- ※ 費目及び年度毎に金額を記載してください。金額は千円単位とし、千円未満の金額は切り捨ててください。
- ※ 物品費で設備備品の調達を予定している場合は主な用途欄に記載してください。設備備品は取得価格が 50 万円以上かつ耐用年数が 1 年以上の物品を指します。
- ※ その他は、主に外注費、研究成果発表費用、機器リース費用等が含まれます。
- ※ 間接経費率（直接経費に対する間接経費の割合（%））は 30%を上限として整数で記載してください。また、各年度一律で途中変更が出来ませんので、用途などを検討した上で設定してください。
- ※ 主な用途は年度毎に記載してください。設備備品に関してはどの研究開発項目で使用するか、対応する番号も記載してください。
- ※ 企業責任者、及び主たる研究分担者の人件費は委託研究開発費（JST 支出分）からの支出はできません。支出可能な人件費の詳細は Q&A【本格式】Q32 をご覧ください。

(単位：千円)

費目	年度						合計
	2023	2024	2025	2026	2027		
I 物品費	0	0	0	0	0	0	
II 旅費	0	0	0	0	0	0	
III 人件費	0	0	0	0	0	0	
IV その他	0	0	0	0	0	0	
直接経費(I ~ IV)小計	0	0	0	0	0	0	
間接経費 (間接経費率●●%)	0	0	0	0	0	0	
直接経費・間接経費の合計	0	0	0	0	0	0	

<主な用途> (記載例)

物品費：○○計測装置 (○○○○千円、20xx 年度、(A)-1-(1)で使用)
 △△機器 (○○○○千円、20yy 年度、(A)-1-(2)で使用)
 □□装置試作 (○○○○千円、20zz 年度、(A)-1-(3)で使用)
 人件費：研究開発員○名 (○○○○千円、20xx 年度)
 研究開発員○名 (○○○○千円、20yy 年度)
 その他：◇◇測定 外注 (○○○○千円、20zz 年度)

【自己資金】

- ※ 自己資金として計上可能な経費は、原則として委託研究開発 (JST 支出分) の直接経費に相当するものになります。それ以外に計上可能な経費については公募要領の「6.3.4 マッチングファンド形式の支出について (本格型のみ)」をご確認ください
- ※ 主な用途は年度毎に記載してください。設備備品に関してはどの研究開発項目で使用するか、対応する番号も記載してください。

(単位：千円)

費目	年度	2023	2024	2025	2026	2027	合計
	I 物品費		0	0	0	0	0
II 旅費		0	0	0	0	0	0
III 人件費		0	0	0	0	0	0
IV その他		0	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	0	0

<主な用途> (記載例)

物品費：○○計測装置 (○○○○千円、20xx 年度、(B)-1-(1)で使用)
 △△機器 (○○○○千円、20yy 年度、(B)-1-(2)で使用)
 □□装置試作 (○○○○千円、20zz 年度、(B)-1-(3)で使用)
 人件費：研究開発員○名 (○○○○千円、20xx 年度)
 研究開発員○名 (○○○○千円、20yy 年度)
 その他：◇◇測定 外注 (○○○○千円、20zz 年度)

【マッチングファンド計画】

- ※ マッチングファンド形式では、個々の企業等の自己資金総額にマッチング係数を乗じた金額が、JST から支出される当該企業等への委託研究開発費【(JST 支出分) 総額 (間接経費を含む)】と同額以上になっていることが条件となります。
- ※ マッチング係数の値は企業等の資本金の額により、以下の通りとなります。

資本金 10 億円を超える企業：	1 倍
資本金 10 億円以下の企業：	2 倍
資本金 1 億円以下、又は設立 10 年以内の企業：	3 倍

(単位：千円)

自己資金の総額	マッチング係数	自己資金の総額 (換算額)	JSTから支出され る委託研究開発 費 の総額

10 研究開発の体制

(1) 参加者リスト

担当 (注1)	氏名 (生年 (西 暦))	所属機関 部署・職	現在の専門 学位(最終学歴) 役割分担	研究経費 (千円) (注2)	エフォー ト (%) (注3)
企業責任者	●●● ●(19x x) ※企業責任者は生 年(西暦)	●●株式会 社 ●●課 課長	19XX年〇月 ~大学 大学院~研究科 修了	xx,xxx	1~100%
			課題全体の統括 研究開発項目◎における ~の主担当として~を行 う		
研究責任者	▲▲▲ ▲(19z z) ※研究責任者は生 年(西暦)	▲▲大学 ▲▲学部 教授	19XX年〇月 ~大学 大学院~研究科 修了	yy,yyy	1~100%
			▲▲大学における研究開 発の統括 研究開発項目◎における ~の主担当として~を行 う		
研究分担者 主たる	■ ■ ■ ■	■ ■ 大学 ■ ■ 学部 准教授	19XX年〇月 ~大学 大学院~研究科 修了	z,zzz	1~100%
			■ ■ 大学における研究開 発の統括 研究開発項目◎における ~の主担当として~を行 う		
研究分担者 主たる	○○○ ○	株式会社◎ ○ ○○課 研究員	20yy年〇月 ~大学 大学院~研究科 修了	w,www	1~100%
			株式会社◎◎における研		

			究開発の統括 研究開発項目◎における ～の主担当として～を行 う		
参加者	○○○ ○	●●株式会 社 ●●課 研究員	19XX年○月 ～大学 大学院～研究科 修了	-	1～100%
			研究開発項目◎における ～の主担当として～を行 う 研究開発項目◎における ～の副担当として～を行 う		
参加者	△△△ △	▲▲大学 ▲▲学部 ポスドク研 究員	20yy年○月 ～大学 大学院～研究科 修了	-	1～100%
			研究開発項目◎における ～の主担当として～を行 う 研究開発項目◎における ～の副担当として～を行 う		
参加者	□□□ □	■ ■大学 ■ ■学部 リサーチ・ア シスタント	20zz年○月 ～大学 大学院～研究科 修了	-	1～100%
			研究開発項目◎における ～の主担当として～を行 う 研究開発項目◎における ～の副担当として～を行 う		
計	●●名		研究経費合計	●●	

(注1) 企業責任者、研究責任者、主たる研究分担者、参加者の順に記載してください。参加者とは、企業責任者、研究責任者、主たる研究分担者以外の方になります。参加者がまだ決まっていない場合は氏名欄を「研究員」、「ポスドク」、「大学院生」等とし、役割分担を記載してください。

(注2) 企業責任者、研究責任者、主たる研究分担者については、その所属機関に対して JST が支出する委託研究開発費の総額を記入してください。

(注3) エフォートは、研究者の全仕事を100%として、当該研究開発の実施に必要とする時間の配分割合をパーセントで記載してください。研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事を指します。

(2) 参加者の経歴

※ 企業責任者、研究責任者及び主たる研究分担者について記載してください。

氏名	●● ●●
所属機関	●●株式会社
部署・役職	●●部●●課 課長
本課題に関する 研究開発の経歴	

氏名	▲▲ ▲▲
所属機関	▲▲大学
部署・役職	▲▲学部▲▲学科 教授

本課題に関係する
研究開発の経歴

11 参画企業に関する情報

- ※ 提案企業及び委託研究開発費を使用する予定の参画企業についてそれぞれ本様式を作成してください。
- ※ 従業員数には役員数を含めないでください。

<参画企業の概要>

20XX年00月00日 現在				
企業名	株式会社 ○○○○	設立年月日	19yy/mm/dd	上場 有(年 月)・無
ウェブサイト	http://			
本社所在地	○○県○○市○○町○丁目○番○号			
工場	本社工場(○○市)、□□工場(□□市)			
研究所	本社研究所(○○市)			
代表者名	代表取締役 ○○○○			
役員数	00 名	資本金	000,000 百万円[単独]	
従業員数	00,000 名[単独]	(00,000 名[研究開発要員])
主要株主	○○○○(%)、□□□□(%)、△△△△(%)			
事業内容	○○○○、□□□□の製造及び販売、△△△△の受託研究開発			
研究開発能力	記入例) □□研究所、▽▽(株)とも協力関係を築いており、本年度も☆☆☆☆の研究開発を実施している。(…等、研究開発の実施能力を示す事柄を記述してください。)			
研究開発実績	記入例) 平成☆年、独自に○○○○を開発し製造販売している。また、◎◎◎◎について□□大学△△教授の協力を得て研究・開発を実施、企業化の目処が立ち、来年には販売開始予定である。(…等、主な実績を記述してください。箇条書きで結構です。)			
経営状況と見通し	記入例) ①当社は○○○のメーカーであり、◎◎◎等は当該分野では他の追随を許さぬ製品となっている。(…等、貴社の得意面を記述してください。以下同様。) ②業績面については、主要需要先である△△△が、▽▽▽の東南アジア向けの市場拡大に支えられ高水準で推移したため、平成☆年☆月期売上高で対前期比○○%増の□□百万円を計上した。また、損益面については新製品の販売を開始、原価低減活動により経常利益で対前年比○○%増の□□百万円を計上した。 ③新製品(○○)の販売拡大等により増収、増益となる見通しである。			

12 研究費の応募・受入等の状況・エフォート

企業責任者、研究責任者及び主たる研究分担者が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的研究費制度やその他の研究助成等（民間財団・海外機関を含む）^(注) について、研究課題ごとに、研究課題名、研究期間、役割、本人受給研究費の額、エフォート等を記入してください。募集要項「7.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」もご参照ください。また、「エフォート」は、年間の全仕事時間(研究やマネジメント活動の時間のみならず、営利事業や非営利事業に関する活動・教育・医療活動等を含む)を100%とした場合、そのうち当該業務の実施に予定している時間の配分率(%)をご記載ください。

(注) 応募に当たっては、「統合イノベーション戦略 2020」において「外国資金の受入について、その状況等の情報開示を研究資金申請時の要件」とすることとされたことを踏まえ、令和3年度公募より、「他制度での助成等の有無」（事業によっては「研究費の応募・受入等の状況」）の様式に海外からの研究資金についても記入することを明確にしています。国内外を問わず、競争的研究費のほか、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費などの研究資金について全て記載してください。

- ※ 企業責任者、研究責任者及び主たる研究分担者毎に以下の表を作成してください。
- ※ 2023年度の研究費については該当者本人が受給する金額を記載してください。
- ※ JSTの資金配分を受ける機関それぞれの代表者は、「16 利益相反マネジメントにかかる申告書」での申告対象となります。
- ※ 研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報については、産学連携等の活動が委縮しないように、個別の事情に配慮して以下の通り扱います。
 - 応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ（原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみ）の提出を求めます。
 - ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出いただくことが可能です。なお、その場合においても、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。
 - 所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有される場合もありますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われます。

企業責任者氏名：○○ ○○

所属機関名：○○ ○○

(1a) 企業責任者が現在応募中の研究費（直接経費）

通し番号	資金制度・研究費名（研究期間・配分機関等名）	課題名 （研究代表者氏名）	役割 （代表・分担等の別）	申請に係る所属・役職	2023年度の経費 （期間全体の総額） 【直接経費を記入】	応募・実施状況 （応募中の場合はその結果判明予定時期を記載）	エフォート （%）
1	【本事業】 A-STEP 産学共同(本格型)(2023~20xx年度)	研究開発課題名 （提案者名）	代表			応募中 (9月判明)	XX

2	JSPS 科学研究費補助金 基盤研究(S) (2023.4~2027.3)	××による◇◇の 創成 (○○○○)	分担	○○大学 大 学院○○研 究科 教授	X 百万円 (総額 XX.X 百万円)	応募中 (10月判明)	5
3							

●現在応募中の研究課題と、本事業で提案する研究開発課題との関連性及び相違点

応募中の課題と本提案との関連性・相違点について、上記表中の通し番号を引用しながら説明してください。
本提案とすべての課題との関連性・相違点の記載を行ってください。本事業以外への応募がない場合には記入不要です。

(2a) 企業責任者が現在受給中（採択され、受け入れ予定の状態のものを含む）の研究費（直接経費）

通し 番号	資金制度・研究費名（研究期間・配分機関等名）	課題名 （代表者氏名）	役割 （代表・分担 等の別）	申請に係る所 属・役職	2023 年度 の経費 （期間全体の 総額） 【直接経費 を記入】	エフ オー ト （%）
1	JST 戦略的創造研究推進事業 CREST (2019.10~2024.3)	××による◇◇の高 機能化 (○○○○)	分担	○○大学 大学 院○○研究科 教授	X 百万円 (総額 XX.X 百万円)	5

●現在受給中の研究課題と、本事業で提案する研究開発課題との関連性及び相違点

受給中の課題と本提案との関連性・相違点について、通し番号を引用しながら説明してください。なお、本提案とすべての課題との関連性・相違点の記載を行ってください。

(3a) 企業責任者のその他の活動

機関	役職	活動内容	エフ

			オー ト (%)
株式会社〇〇	取締役（非常勤）	事業企画、経営企画の審議	3
△△株式会社	顧問	研究開発の指導	2

研究責任者氏名：〇〇 〇〇

所属機関名：〇〇 〇〇

(1b) 研究責任者が現在応募中の研究費（直接経費）

通し番号	資金制度・研究費名（研究期間・配分機関等名）	課題名（研究代表者氏名）	役割（代表・分担等の別）	申請に係る所属・役職	2023年度の経費（期間全体の総額）【直接経費を記入】	応募・実施状況（応募中の場合はその結果判明予定時期を記載）	エフォート（%）
1	【本事業】 A-STEP 産学共同(本格式)(2023~20xx年度)	研究開発課題名 (提案者名)	代表			応募中 (9月判明)	XX
2	JSPS 科学研究費補助金 基盤研究(S) (2023.4~2027.3)	xxによる◇◇の 創成 (〇〇〇〇)	分担	〇〇大学 大学院〇〇研究科 教授	X百万円 (総額 XX.X 百万円)	応募中 (10月判明)	5
3							

●現在応募中の研究課題と、本事業で提案する研究開発課題との関連性及び相違点

応募中の課題と本提案との関連性・相違点について、上記表中の通し番号を引用しながら説明してください。
本提案とすべての課題との関連性・相違点の記載を行ってください。本事業以外への応募がない場合には記入不要です。

(2b) 研究責任者が現在受給中（採択され、受け入れ予定の状態のものを含む）の研究費（直接経費）

通し番号	資金制度・研究費名（研究期間・配分機関等名）	課題名（代表者氏名）	役割（代表・分担等の別）	申請に係る所属・役職	2023年度の経費（期間全体の総額）【直接経費を記入】	エフォート（%）
1	JST 戦略的創造研究推進事業 CREST (2019.10~2024.3)	xxによる◇◇の高 機能化 (〇〇〇〇)	分担	〇〇大学 大学院〇〇研究科 教授	X百万円 (総額 XX.X 百万円)	5

●現在受給中の研究課題と、本事業で提案する研究開発課題との関連性及び相違点

受給中の課題と本提案との関連性・相違点について、通し番号を引用しながら説明してください。なお、本提案とすべての課題との関連性・相違点の記載を行ってください。

(3b) 研究責任者のその他の活動

機関	役職	活動内容	エフ オー ト (%)
株式会社〇〇	取締役（非常勤）	事業企画、経営企画の審議	3
△△株式会社	顧問	研究開発の指導	2

主たる研究分担者氏名：○○ ○○

所属機関名：○○ ○○

(1c) 主たる研究分担者が現在応募中の研究費（直接経費）

通し番号	資金制度・研究費名（研究期間・配分機関等名）	課題名（研究代表者氏名）	役割（代表・分担等の別）	申請に係る所属・役職	2023年度の経費（期間全体の総額）【直接経費を記入】	応募・実施状況（応募中の場合はその結果判明予定時期を記載）	エフォート（%）
1	【本事業】 A-STEP 産学共同(本格型)(2023~20xx年度)	研究開発課題名 (提案者名)	分担			応募中 (9月判明)	XX
2	JSPS 科学研究費補助金 基盤研究(A) (2023.4~2027.3)	××による◇◇の研究 (○○○○)	代表	○○大学 大学院○○研究科 教授	X百万円 (総額 XX.X百万円)	応募中 (10月判明)	5
3							

●現在応募中の研究課題と、本事業で提案する研究開発課題との関連性及び相違点

応募中の課題と本提案との関連性・相違点について、通し番号を引用しながら説明してください。本提案とすべての課題との関連性・相違点の記載を行ってください。本事業以外への応募がない場合には記入不要です。

(2c) 主たる研究分担者が現在受給中（採択され、受け入れ予定の状態のものを含む）の研究費（直接経費）

通し番号	資金制度・研究費名（研究期間・配分機関等名）	課題名（代表者氏名）	役割（代表・分担等の別）	申請に係る所属・役職	2023年度の経費（期間全体の総額）【直接経費を記入】	エフォート（%）
1	JSPS 科学研究費補助金 基盤研究(S) (2018.4~2023.3)	××による◇◇の研究 (○○○○)	代表	○○大学 大学院○○研究科 教授	X百万円 (総額 XX.X百万円)	10

●現在受給中の研究課題と、本事業で提案する研究開発課題との関連性及び相違点

受給中の課題と本提案との関連性・相違点について、通し番号を引用しながら説明してください。なお、本提案とすべての課題との関連性・相違点の記載を行ってください。

(3c) 主たる研究分担者のその他の活動

機関	役職	活動内容	エフ オー ト (%)
△△株式会社	顧問	研究開発の指導	2

13 関連文献等リスト

- ※ 特許の場合は特許番号（または公開番号、出願番号）・発明者・発明の名称・特許権者（または出願人）の状況を記載
- ※ 論文の場合は著者、発表論文名、掲載誌、巻号・ページ・発表年を記載
- ※ 本リストの文献は添付不要です（「4 技術シーズ」の本文において、適宜内容を引用記載して説明して下さい）。ただし、別途追加資料として提出をお願いすることがあります。
- ※ 「4 技術シーズ」において<技術シーズとなる知的財産>の表に記載したものは本リストに再度記載する必要はありません

(1) 「技術シーズとなる知的財産」以外でシーズの説明に引用した特許・論文リスト

・○○○○○・・・

(2) 競合技術との比較説明に引用した、競合技術の特許・論文リスト

・○○○○○・・・

(3) 技術シーズに関連する競争的研究費制度等の実績

- ※ 技術シーズに関連する競争的研究費制度等の実績がある場合は、技術シーズの起点となった支援及びその他本提案に関連の高い代表的支援を、最大3点まで記載してください。また、その事後評価結果がウェブサイト等に掲載されている場合はその URL を記載してください。

	制度名	事業名	実施期間 (年度・西暦)	課題名 (実施者名) (代表、分担の別)	本提案シーズとの関連性	事後評価結果
JST事業	記載例：戦略的創造研究推進事業	記載例：さきがけ	19ww～ 20zz	○○○ (△△ △△) (代表/分担)		https://www....
	○○○○	○○○	19ww～ 20zz	○○○ (△△ △△) (代表/分担)		https://www....
その他	記載例：科研費	記載例：基盤B		○○○ (△△ △△) (代表/分担)		

14 専門用語等の説明

- ※ 本課題提案書で使用している業界用語、専門用語及び略号等の特殊用語のうち、研究を総合的に理解する上で必要と思われるものについて、わかりやすく、簡単に説明してください。
- ※ 特にない場合は空欄でかまいません。

用語	説明

15 倫理面への配慮

倫理面への配慮が必要な研究	<input type="checkbox"/> 該当する ・ <input type="checkbox"/> 該当しない
<p>※ 個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査・行動調査(個人履歴・映像を含む)、提供を受けた試料の使用、人の活動を制御したうえでのデータ採取、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組み換え実験、動物実験等に該当する研究を計画している場合、法令・指針等に基づく適切な措置が講じられているか、倫理面・安全面において問題はないか等について判断するためのものです。以下の事項について1ページで記入してください。</p> <p>(1) 提案する課題の内容が、上記の研究に該当するとの疑義を受ける恐れがある場合、又これらに関連する研究が計画されている場合は、各指針等との関係、倫理面・安全の確保面において講じるべき措置と対応状況、特に問題がないと判断した場合には、その理由等について具体的に記入してください。</p> <p>(2) 動物その他を用いる計画がされている場合は、各指針等に基づく国の確認等の適合状況、動物等を科学上の利用に供する場合の配慮状況、特に問題がないと判断した場合には、その理由等について具体的に記入してください。</p>	

16 利益相反マネジメントにかかる申告書

- ※ 公募要領の「5.3 利益相反マネジメントの実施」に基づき、申告していただくものです。記載にあたっては必ず該当箇所を参照してください。
- ※ 本項目の「研究開発担当者」とは、研究責任者と主たる研究分担者を指します。
- ※ 公募期間中に、選考に関わる者の所属及び氏名を、A-STEP 公募のウェブサイト上に公開します。公正な評価が保証されないと課題提案者が判断する選考に関わる者がいる場合は、下記にその該当者の所属、氏名と理由を記載することができます。もし、選考に関わる者について懸念点等ある場合は、A-STEP 募集担当窓口にお問い合わせください。
A-STEP 募集担当窓口：a-step[at]jst.go.jp (E-mail)

↓ すべての項目に関して該当しない場合はこちらを選択してください。↓

以下のすべての項目に関して、該当なし。

(1) 研究開発担当者と本課題提案の参画機関との関係について

(1-1) 研究開発担当者等の研究開発成果を基に設立された機関

(1-2) 研究開発担当者等が役員をしている機関

(1-3) 研究開発担当者が株式を保有している機関

(1-4) 研究開発担当者が実施料収入を得ている機関

(2) 公正な評価が保証されない、選考期間中に選考に関わる者がいる

(3) JST が出資する機関の参画

(4) 提案する技術シーズの権利を JST が保有し、JST からライセンスしている機関の参画

上記いずれかに該当する場合は以下に内容を記載してください

No.	該当者氏名	該当機関名	該当する上記番号
1			
2			

「該当する上記番号」が(2)の場合、以下にその理由を記載してください

No.	理由
1	
2	